

土木工事標準積算基準

[I]

(総則・共通工・河川)

令和2年10月1日
令和3年4月1日一部改正

福島県土木部

総 目 次

土木工事標準積算基準〔I〕

第Ⅰ編 総 則

第1章 総 則

- ① 適用範囲等 I-1-①-1
- ② 請負工事の工事費構成 I-1-②-1

第2章 工事費の積算

- ① 直接工事費 I-2-①-1
- ② 間接工事費 I-2-②-1
- ③ 現場発生品及び支給品運搬 I-2-③-1
- ④ 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について I-2-④-1

第3章 一般管理費等及び消費税等相当額

- ① 一般管理費等 I-3-①-1
- ② 消費税等相当額 I-3-②-1

第4章 間接工事費等の調整及びスライド条項が適用となる場合の運用について

- ① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について I-4-①-1
- ② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について I-4-②-1
- ③ 隨意契約工事における間接工事費等の調整をする場合の「処分費等」の取扱いについて I-4-③-1
- ④ 工事請負契約約款第26条(スライド条項)の減額となる場合の運用について I-4-④-1
- ⑤ 工事請負契約約款第26条第5項(単品スライド条項)の運用について I-4-⑤-1
- ⑥ 工事請負契約約款第26条第5項(単品スライド条項)の運用の拡充について I-4-⑥-1
- ⑦ 請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約約款第26条第5項(単品スライド条項)の運用について I-4-⑦-1

第5章 建設機械運転労務等

- ① 建設機械運転労務 I-5-①-1
- ② 原動機燃料消費量 I-5-②-1
- ③ 機械運転単価表 I-5-③-1
- ④ 一般事項 I-5-④-1

第6章 土木請負工事の特許使用料の積算

- ① 土木請負工事の特許使用料の積算について I-6-①-1

第7章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算

- ① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について I-7-①-1

第8章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

- ① 土木請負工事における現場環境改善費の積算 I-8-①-1

第9章 工事における工期の延期等に伴う増加費用等の積算

- ① 工事における工期の延期等に伴う増加費用等の積算について I-9-①-1

第10章 施工箇所が点在する工事の積算

- ① 施工箇所が点在する工事の積算について I-10-①-1

第11章 1日未満で完了する作業の積算

- ① 1日未満で完了する作業の積算 I-11-①-1

第12章 工事日数及び日当たり作業量

第13章 そ の 他

- ① 設計変更の積算 I-13-①-1
- ② 産業廃棄物税の取扱い I-13-②-1

第Ⅱ編 共 通 工

第1章 土 工

- ① 土量変化率等 II-1-①-1
- ② 土 工 II-1-②-1
 - ②-1 土 工 II-1-②-1
 - ②-2 土工(ICT) II-1-②-31
- ③ 作業土工 II-1-③-1
 - ③-1 床掘工 II-1-③-1
 - ③-2 埋戻工 II-1-③-8
- ④ 人力運搬工 II-1-④-1
- ⑤ 安定処理工 II-1-⑤-1
 - ⑤-1 安定処理工 II-1-⑤-1

⑤ - 2 安定処理工(自走式土質改良工)	II - 1 - ⑤ - 4
⑥ 土砂運搬工(不整地運搬車による運搬)	II - 1 - ⑥ - 1

第2章 共通工

① 法面工	II - 2 - ① - 1
① - 1 法面整形工	II - 2 - ① - 1
① - 2 法面整形工 (ICT)	II - 2 - ① - 6
① - 3 芝付工	II - 2 - ① - 9
① - 4 コンクリート法枠工	II - 2 - ① - 11
① - 5 法面施肥工	II - 2 - ① - 21
① - 6 吹付法面とりこわし工	II - 2 - ① - 23
① - 7 プレキャストコンクリート板設置工	II - 2 - ① - 27
① - 8 人工張芝工	II - 2 - ① - 31
② 基礎・裏込碎石工	II - 2 - ② - 1
③ コンクリートブロック積(張)工	II - 2 - ③ - 1
④ 石積(張)工	II - 2 - ④ - 1
④ - 1 石積(張)工	II - 2 - ④ - 1
④ - 2 平石張工	II - 2 - ④ - 11
⑤ 場所打擁壁工	II - 2 - ⑤ - 1
⑤ - 1 場所打擁壁工(1)	II - 2 - ⑤ - 1
⑤ - 2 場所打擁壁工(2)	II - 2 - ⑤ - 18
⑥ プレキャスト擁壁工	II - 2 - ⑥ - 1
⑦ 補強土壁工(帶鋼補強土壁, アンカーブリッジ工法)	II - 2 - ⑦ - 1
⑧ ジオテキスタイル工	II - 2 - ⑧ - 1
⑨ 構造物補修工	II - 2 - ⑨ - 1
⑨ - 1 構造物補修工(ひび割れ補修工 (充てん工法))	II - 2 - ⑨ - 1
⑨ - 2 構造物補修工(ひび割れ補修工 (低圧注入工法))	II - 2 - ⑨ - 4
⑨ - 3 構造物補修工(断面修復工(左官工法))	II - 2 - ⑨ - 7
⑩ 排水構造物工	II - 2 - ⑩ - 1
⑩ - 1 排水構造物工	II - 2 - ⑩ - 1
⑩ - 2 排水構造物工(溶接金網及び埋設鋼板型 枠)	II - 2 - ⑩ - 28
⑩ - 3 排水構造物工(現場打ち水路(本体))	II - 2 - ⑩ - 30
⑩ - 4 排水構造物工(現場打ち集水樹・街渠樹 (本体))	II - 2 - ⑩ - 34
⑪ 軟弱地盤処理工	II - 2 - ⑪ - 1
⑪ - 1 サンドマット工	II - 2 - ⑪ - 1
⑪ - 2 粉体噴射搅拌工(D J M工法)	II - 2 - ⑪ - 3
⑪ - 3 スラリー搅拌工	II - 2 - ⑪ - 8
⑪ - 4 高圧噴射搅拌工	II - 2 - ⑪ - 18
⑪ - 5 ペーパードレーン工	II - 2 - ⑪ - 31
⑪ - 6 中層混合処理工	II - 2 - ⑪ - 34
⑫ 薬液注入工	II - 2 - ⑫ - 1

⑬ アンカー工(ロータリーパーカッション式)	II - 2 - ⑬ - 1
⑭ 構造物とりこわし工	II - 2 - ⑭ - 1
⑮ コンクリート削孔工	II - 2 - ⑮ - 1
⑯ ガス切断工	II - 2 - ⑯ - 1
⑰ 吸出し防止材設置工	II - 2 - ⑰ - 1
⑯ 目地・止水板設置工	II - 2 - ⑯ - 1
⑯ 旧橋撤去工	II - 2 - ⑯ - 1
⑯ かご工	II - 2 - ⑯ - 1
⑯ 発泡スチロールを用いた超軽量盛土工	II - 2 - ⑯ - 1
⑯ 現場取卸費	II - 2 - ⑯ - 1
⑯ 骨材再生工(自走式)	II - 2 - ⑯ - 1
⑯ 函渠工	II - 2 - ⑯ - 1
⑯ - 1 函渠工(1)	II - 2 - ⑯ - 1
⑯ - 2 函渠工(2)	II - 2 - ⑯ - 6
⑯ - 3 函渠工(3)大型プレキャスト ボックスカルバート工	II - 2 - ⑯ - 9
⑯ 装運搬	II - 2 - ⑯ - 1

第3章 基礎工

① 鋼管・既製コンクリート杭打工	II - 3 - ① - 1
① - 1 パイルハンマ工	II - 3 - ① - 1
① - 2 中掘工	II - 3 - ① - 8
① - 3 鋼管ソイルセメント杭工	II - 3 - ① - 15
① - 4 回転杭工	II - 3 - ① - 24
① - 5 杭頭処理工	II - 3 - ① - 30
② 場所打杭工	II - 3 - ② - 1
② - 1 全回転式オールケーシング工	II - 3 - ② - 1
② - 2 リバースサーキュレーション工	II - 3 - ② - 8
② - 3 アースオーガ工・硬質地盤用 アースオーガ工	II - 3 - ② - 15
② - 4 大口径ボーリングマシン工	II - 3 - ② - 21
② - 5 ダウンザホールハンマ工	II - 3 - ② - 30
③ 深基礎工	II - 3 - ③ - 1
③ - 1 深基礎工	II - 3 - ③ - 1
③ - 2 コンクリート工(深基礎工)	II - 3 - ③ - 9
④ ニューマチックケーソン工	II - 3 - ④ - 1
⑤ 基礎工(鋼管矢板基礎工)	II - 3 - ⑤ - 1
⑤ - 1 打撃工法	II - 3 - ⑤ - 1
⑤ - 2 中掘工法	II - 3 - ⑤ - 18
⑥ ドロップハンマ杭打工	II - 3 - ⑥ - 1
⑦ 木杭及び矢板打工(人力, ドロップハンマ工)	II - 3 - ⑦ - 1
⑧ 泥水運搬工	II - 3 - ⑧ - 1

第4章 コンクリート工

① コンクリート工	II - 4 - ① - 1
-----------	----------------

② 型 枠 工	II-4-②-1
②-1 型 枠 工	II-4-②-1
②-2 型枠工(省力化構造)	II-4-②-5
③ 溶接金網設置工	II-4-③-1
④ 張りコンクリート工	II-4-④-1

第5章 仮 設 工	
① 仮 設 工	II-5-①-1
② 鋼矢板(H形鋼)工	II-5-②-1
②-1 バイプロハンマ工	II-5-②-1
②-2 バイプロハンマ工(軽量鋼矢板打込引抜工)	II-5-②-25
②-3 油圧圧入引抜工	II-5-②-29
②-4 ディーゼルハンマ・プレボーリング	II-5-②-46
③ 矢板工(アースオーガ併用圧入工)	II-5-③-1
④ 鋼矢板(H形鋼)工(クレーン引抜工)	II-5-④-1
⑤ 鋼矢板施工法選定表(参考)	II-5-⑤-1
⑤-1 鋼矢板打込施工法選定表(参考)	II-5-⑤-1
⑤-2 鋼矢板・H形鋼引抜施工法選定フロー(参考)	II-5-⑤-4
⑥ 仮設材設置撤去工	II-5-⑥-1
⑦ 足場支保工	II-5-⑦-1
⑦-1 足 場 工	II-5-⑦-1
⑦-2 支 保 工	II-5-⑦-4
⑧ 縮切排水工	II-5-⑧-1
⑨ ウエルポイント工	II-5-⑨-1
⑩ 土 の う 工	II-5-⑩-1
⑩-1 土 の う 工	II-5-⑩-1
⑩-2 大型土のう工	II-5-⑩-3
⑪ 仮橋・仮桟橋工	II-5-⑪-1
⑫ 汚濁防止フェンス工	II-5-⑫-1
⑬ 仮囲い設置・撤去工	II-5-⑬-1
⑬-1 仮囲い設置・撤去工	II-5-⑬-1
⑬-2 雪寒仮囲い工	II-5-⑬-3
⑭ 仮設防護柵工(切土及び発破防護柵工)	II-5-⑭-1
⑮ 濁水処理工(一般土木工事)	II-5-⑮-1
⑯ 敷鉄板設置・撤去工	II-5-⑯-1
⑰ 防塵処理工	II-5-⑰-1
⑱ 仮設電力設備工	II-5-⑱-1
⑲ グラフによる標準的な仮設電力設備の積算	II-5-⑲-1
⑳ 法面工(仮設用モルタル吹付工)	II-5-⑳-1
㉑ 交通誘導警備員	II-5-㉑-1

第1章 河川 海 岸

① 消波根固めブロック工	III-1-①-1
①-1 消波根固めブロック工	III-1-①-1
①-2 消波根固めブロック工(ブロック撤去工) (0.25 t 以上35.5 t 以下)	III-1-①-14
② 捨 石 工	III-1-②-1
③ 消 波 工	III-1-③-1
④ 浚 漂 工	III-1-④-1
④-1 ポンプ式浚渫船	III-1-④-1
④-2 バックホウ浚渫船	III-1-④-18
⑤ 軟弱地盤上における柔構造柵門・柵管工	III-1-⑤-1

第2章 河川維持工

① 堤防除草工	III-2-①-1
② 堤防天端補修工	III-2-②-1
③ 堤防芝養生工	III-2-③-1
④ 伐木除根工	III-2-④-1
⑤ 墓芥処理工	III-2-⑤-1
⑥ ボーリンググラウト工	III-2-⑥-1
⑦ 粗朶沈床工	III-2-⑦-1
⑧ 機械土工(河床等掘削)	III-2-⑧-1
⑨ 多自然護岸工	III-2-⑨-1
⑨-1 巨石積(張)工	III-2-⑨-1
⑨-2 木杭打工	III-2-⑨-9
⑨-3 巨石据付工	III-2-⑨-10
⑩ 護岸基礎ブロック工	III-2-⑩-1
⑪ かごマット工	III-2-⑪-1
⑪-1 かごマット工(スロープ型)	III-2-⑪-1
⑪-2 かごマット工(多段積型)	III-2-⑪-3
⑫ ブロックマット工	III-2-⑫-1
⑬ 野芝種子吹付工	III-2-⑬-1
⑭ 袋詰玉石工	III-2-⑭-1
⑮ 笠コンクリートブロック据付工	III-2-⑮-1
⑯ グラウトホール工	III-2-⑯-1
⑰ 連節ブロックの水中吊落し工	III-2-⑰-1
⑱ 光ケーブル配管工	III-2-⑱-1

第3章 砂 防 工

① 土 工	III-3-①-1
② コンクリート工	III-3-②-1
②-1 コンクリート工	III-3-②-1
②-2 コンクリート工(ケーブルクレーン打設)	III-3-②-7
②-3 残存型枠工	III-3-②-13
③ 砂防(仮設備工)	III-3-③-1
③-1 仮 設 備 工	III-3-③-1
③-2 仮設備工(ケーブルクレーン付属設備)	III-3-③-7
④ 養生工(練炭)	III-3-④-1
⑤ 石材等採取工(割石, 雜割石, 野面石採取)	III-3-⑤-1

⑥ ケーブルクレーンによる資材等の運搬	III-3-⑥-1
⑦ 銘板工	III-3-⑦-1
⑧ 仮締切工	III-3-⑧-1
⑧ -1 砂防土砂仮締切・砂防土砂土のう仮締切	III-3-⑧-1
⑧ -2 砂防コンクリート締切	III-3-⑧-7
⑨ 鋼製砂防工	III-3-⑨-1
⑩ 砂防ソイルセメント工	III-3-⑩-1

第4章 地すべり防止工

① 地すべり防止工	III-4-①-1
① -1 集水井工(ライナープレート土留工法)	III-4-①-1

① -2 集水井工(プレキャスト土留工法)	III-4-①-9
① -3 地すべり防止工(集排水ボーリング工)	III-4-①-14
① -4 地すべり防止工(山腹水路工)	III-4-①-20
① -5 地すべり防止工(ふとんかご)	III-4-①-32
① -6 地すべり防止工(じゃかご)	III-4-①-34
① -7 集排水ボーリング孔洗浄工	III-4-①-37

土木工事標準積算基準〔II〕

第IV編 道 路

第1章 補 装 工

① 路盤工	IV-1-①-1
① -1 路盤工	IV-1-①-1
① -2 路盤工 (ICT)	IV-1-①-12
② アスファルト舗装工	IV-1-②-1
② -1 アスファルト舗装工	IV-1-②-1
② -2 半たわみ性(コンポジット)舗装工	IV-1-②-12
③ 排水性舗装工	IV-1-③-1
③ -1 排水性アスファルト舗装工	IV-1-③-1
③ -2 透水性樹脂コンクリート工	IV-1-③-4
③ -3 透水性アスファルト舗装工	IV-1-③-7
④ ゲースアスファルト舗装工	IV-1-④-1
⑤ コンクリート舗装工	IV-1-⑤-1
⑤ -1 コンクリート舗装工	IV-1-⑤-1
⑤ -2 連続鉄筋コンクリート舗装工	IV-1-⑤-6
⑥ 踏掛版	IV-1-⑥-1

第2章 付 属 施 設

① 防護柵設置工	IV-2-①-1
① -1 ガードケーブル設置工	IV-2-①-1
① -2 落石防止網(繊維網)設置工	IV-2-①-6

① -3 立入り防止柵工	IV-2-①-7
① -4 車止めポスト設置工	IV-2-①-14
① -5 防雪柵設置及び撤去工	IV-2-①-15
① -6 防雪柵現地張出し・収納工	IV-2-①-19
① -7 雪崩予防柵設置工	IV-2-①-22
① -8 雪崩発生予防柵設置工(円形空洞型枠工,立入防止柵工,柵板設置工)	IV-2-①-28
① -9 ボックスビーム設置工	IV-2-①-31
① -10 遮光フェンス設置工	IV-2-①-34
① -11 落下物等防止柵設置工	IV-2-①-38
② しゃ音壁設置工	IV-2-②-1
③ 路側工	IV-2-③-1
③ -1 路側工(据付け)	IV-2-③-1
③ -2 路側工(取外し)	IV-2-③-6
④ 特殊ブロック設置工	IV-2-④-1
⑤ 組立歩道工	IV-2-⑤-1
⑥ 橋梁付属施設設置工	IV-2-⑥-1
⑦ トンネル内装板設置工	IV-2-⑦-1
⑧ 道路付属物設置工	IV-2-⑧-1
⑨ スノーポール設置・撤去工	IV-2-⑨-1

第3章 道路維持修繕工

① 路面切削工	IV-3-①-1
① -1 路面切削工	IV-3-①-1
① -2 切削オーバーレイ工	IV-3-①-6
② 舗装版破碎工	IV-3-②-1
③ 舗装版切断工	IV-3-③-1
④ 道路打換え工	IV-3-④-1

⑤	路上路盤再生工	IV-3-⑤-1
⑥	アスファルト注入工	IV-3-⑥-1
⑦	舗装版クラック補修工	IV-3-⑦-1
⑧	道路付属構造物塗替工	IV-3-⑧-1
⑨	張紙防止塗装工	IV-3-⑨-1
⑩	床版補強工	IV-3-⑩-1
⑪	橋梁補強工	IV-3-⑪-1
⑪ - 1	橋梁補強工(鋼板巻立て)(1)	IV-3-⑪-1
⑪ - 2	橋梁補強工(鋼板巻立て)(2)	IV-3-⑪-11
⑪ - 3	橋梁補強工(コンクリート巻立て)(1)	IV-3-⑪-15
⑪ - 4	橋梁補強工(コンクリート巻立て)(2)	IV-3-⑪-22
⑫	橋梁補修工	IV-3-⑫-1
⑫ - 1	橋梁地覆補修工	IV-3-⑫-1
⑫ - 2	橋梁補修工(支承取替工)	IV-3-⑫-7
⑫ - 3	橋梁補修工(現場溶接鋼桁補強工)	IV-3-⑫-16
⑫ - 4	橋梁補修工(表面被覆工(塗装工法))	IV-3-⑫-18
⑬	落橋防止装置工	IV-3-⑬-1
⑭	道路除草工	IV-3-⑭-1
⑮	道路清掃工	IV-3-⑮-1
⑮ - 1	路面清掃工(機械清掃)	IV-3-⑮-1
⑮ - 2	路面清掃工(人力清掃工)	IV-3-⑮-7
⑮ - 3	ガードパイプ清掃工	IV-3-⑮-10
⑯	排水構造物清掃工	IV-3-⑯-1
⑯ - 1	管渠清掃工、側溝清掃工及び集水枠清掃工(組合せ作業)	IV-3-⑯-1
⑯ - 2	側溝清掃(単独作業)	IV-3-⑯-7
⑯ - 3	側溝清掃工(人力清掃工)	IV-3-⑯-10
⑯ - 4	集水枠清掃工(単独作業)	IV-3-⑯-12
⑯ - 5	集水枠清掃工(人力清掃工)	IV-3-⑯-16
⑰	トンネル清掃工	IV-3-⑰-1
⑱	トンネル照明器具清掃工	IV-3-⑱-1
⑲	トンネル漏水対策工	IV-3-⑲-1
⑳	トンネル補修工(ひび割れ補修工(低圧注入工法))	IV-3-⑳-1
㉑	沓座拡幅工	IV-3-㉑-1
㉒	欠損部補修工	IV-3-㉒-1
㉓	路肩整正(人力による土はね)	IV-3-㉓-1
㉔	コンクリート接着工	IV-3-㉔-1
㉕	防護柵復旧工	IV-3-㉕-1
㉖	アスファルト舗装版削孔工	IV-3-㉖-1
㉗	道路付属物のコンクリート面塗装工	IV-3-㉗-1
㉘	横断歩道橋補修工	IV-3-㉘-1

第4章 共同溝工

①	共同溝工	IV-4-①-1
---	------	----------

① - 1	共同溝工(1)(構造物単位)	IV-4-①-1
① - 2	共同溝工(2)	IV-4-①-7
① - 3	防水工・防水層保護工	IV-4-①-29
②	電線共同溝工(C·C·B O X)	IV-4-②-1
③	情報ボックス工	IV-4-③-1

第5章 トンネル工

①	トンネル工(N A T M)	IV-5-①-1
① - 1	トンネル工(N A T M)[発破工法]	IV-5-①-1
① - 2	トンネル(N A T M)[機械掘削工法]	IV-5-①-70
① - 3	トンネル濁水処理工	IV-5-①-131
① - 4	トンネル工(N A T M)仮設備工(防音扉工)	IV-5-①-135
②	小断面トンネル工(N A T M)	IV-5-②-1
③	トンネル裏込注入工	IV-5-③-1

第6章 道路除雪工

①	道路除雪工	IV-6-①-1
---	-------	----------

第7章 橋梁工

①	鋼橋製作工	IV-7-①-1
②	橋梁塗装工(工場塗装及び塗装前処理)	IV-7-②-1
③	鋼橋架設工	IV-7-③-1
④	プレビーム桁製作及び架設工	IV-7-④-1
④ - 1	プレビーム桁製作工(現場)	IV-7-④-1
④ - 2	プレビーム桁架設工	IV-7-④-10
⑤	鋼橋床版工	IV-7-⑤-1
⑥	グレーチング床版架設工及び足場工	IV-7-⑥-1
⑦	ポストテンション桁製作工	IV-7-⑦-1
⑧	プレキャストセグメント主桁組立工	IV-7-⑧-1
⑨	P C 橋架設工	IV-7-⑨-1
⑩	P C 橋片持架設工	IV-7-⑩-1
⑪	ポストテンション場所打ホースラブ橋工	IV-7-⑪-1
⑫	ポストテンション場所打箱桁橋工	IV-7-⑫-1
⑬	R C 場所打ホースラブ橋工	IV-7-⑬-1
⑭	架設支保工	IV-7-⑭-1
⑮	伸縮装置工(鋼製)	IV-7-⑮-1
⑯	橋梁排水管設置工	IV-7-⑯-1
⑰	歩道橋(側道橋)架設工	IV-7-⑰-1
⑱	鋼製橋脚設置工	IV-7-⑱-1
⑲	橋台・橋脚工	IV-7-⑲-1
⑲ - 1	橋台・橋脚工(1)	IV-7-⑲-1
⑲ - 2	橋台・橋脚工(2)	IV-7-⑲-13

第V編 公 園

第1章 公園植栽工

- ① 公園植栽工 V-1-①-1
- ② 公園除草工 V-1-②-1
- ③ 公 園 工 V-1-③-1

第VI編 土木工事標準単価及び市場単価

第1章 土木工事標準単価

- ① 区画線工 VI-1-①-1
- ② 高視認性区画線工 VI-1-②-1
- ③ 橋梁塗装工 VI-1-③-1
- ④ 構造物とりこわし工 VI-1-④-1
- ⑤ コンクリートブロック積工 VI-1-⑤-1
- ⑥ 排水構造物工 VI-1-⑥-1

第2章 市場単価

- ① 鉄 筋 工 VI-2-①-1
- ①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む) VI-2-①-1
- ①-2 鉄筋工(ガス圧接工) VI-2-①-8
- ② インターロッキングブロック工 VI-2-②-1
- ③ 防護柵設置工 VI-2-③-1
- ③-1 防護柵設置工 (ガードレール)
..... VI-2-③-1

- ③-2 防護柵設置工 (ガードパイプ)
..... VI-2-③-8
- ③-3 防護柵設置工 (横断・転落防止柵)
..... VI-2-③-13
- ③-4 防護柵設置工 (落石防護柵)
..... VI-2-③-19
- ③-5 防護柵設置工 (落石防護網)
..... VI-2-③-25
- ④ 法面工 VI-2-④-1
- ④-1 法面工 VI-2-④-1
- ④-2 吹付棒工 VI-2-④-11
- ⑤ 道路植栽工 VI-2-⑤-1
- ⑥ 橋梁付属物工 VI-2-⑥-1
- ⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工
..... VI-2-⑥-1
- ⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工
..... VI-2-⑥-11
- ⑦ 薄層カラー舗装工 VI-2-⑦-1
- ⑧ 道路標識設置工 VI-2-⑧-1
- ⑨ 道路付属物設置工 VI-2-⑨-1
- ⑩ 公園植栽工 VI-2-⑩-1
- ⑪ 軟弱地盤処理工 VI-2-⑪-1
- ⑫ 橋面防水工 VI-2-⑫-1
- ⑬ グルーピング工 VI-2-⑬-1
- ⑭ 鉄筋挿入工(ロックボルト工) VI-2-⑭-1
- ⑮ コンクリート表面処理工
(ウォータージェット工) VI-2-⑮-1

土木工事標準積算基準〔III〕

第I編 総 則

第12章 工事日数及び日当り作業量

- ① 工事日数 I-12-①-1
- ② 水替日数 I-12-②-1
- ③ 作業日当り標準作業量 I-12-③-1
- ④ 市場単価の1日当り標準施工量 I-12-④-1

第VII編 参考資料

第1章 総 則

- ① 間接工事費 VII-1-①-1
- ② 産業廃棄物処分に係る留意事項 VII-1-②-1

- ③ 隨意契約方式により工事を発注する場合の調整について VII-1-③-1
- ④ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算要領の運用 VII-1-④-1

第2章 土 工

- ① 機械土工(土砂、岩石工) VII-2-①-1
- ①-1 機械土工(土砂) VII-2-①-3
- ①-2 機械土工(岩石) VII-2-①-4
- ② プレロード盛土 VII-2-②-1
- ③ 土(岩)の敷均し VII-2-③-1
- ④ 床掘土を仮置する場合 VII-2-④-1
- ⑤ 人力土工 VII-2-⑤-1
- ⑥ 発生土・残土運搬に係る積算の考え方 VII-2-⑥-1

第3章 共通工	
① 芝付工	VII-3-①-1
② コンクリートブロック積工	VII-3-②-1
③ アンカーエンジニアリング工	VII-3-③-1
④ 建設汚泥(泥土)改良工	VII-3-④-1
⑤ 現場溶接(すみ肉溶接)	VII-3-⑤-1
⑥ 裏込材・切込基礎の使用材料について	VII-3-⑥-1
第4章 基礎工	
① 杭打工	VII-4-①-1
② 場所打杭工(リバースサーキュレーション工)	VII-4-②-1
③ 深礎工	VII-4-③-1
第5章 コンクリート工	
① コンクリート工	VII-5-①-1
② 型枠工	VII-5-②-1
第6章 仮設工	
① 仮設工	VII-6-①-1
② 矢板工	VII-6-②-1
③ 仮橋、仮桟橋工	VII-6-③-1
④ 広幅鋼矢板の引抜き	VII-6-④-1
④-1 バイブルハンマ工(広幅鋼矢板の引抜き、 陸上施工)	VII-6-④-1
④-2 油圧圧入引抜工(広幅鋼矢板の引抜き、 陸上施工)	VII-6-④-4
第7章 河川海岸	
① 消波工	VII-7-①-1
第8章 河川維持工	
① 床均し工	VII-8-①-1
② 堤防天端工	VII-8-②-1
③ 自然石採取工	VII-8-③-1
第9章 補装工	
① 路盤工	VII-9-①-1
② アスファルト舗装工	VII-9-②-1
③ コンクリート舗装工	VII-9-③-1
第10章 付属施設	
① 歩車道境界ブロック・縁石を用いた現場打ち L型水路の基礎コンクリート	VII-10-①-1
第11章 道路維持修繕工	
① 路面切削工	VII-11-①-1
② アスファルト注入工	VII-11-②-1
③ わだち掘れ補修工	VII-11-③-1
④ 舗装版面取工	VII-11-④-1
⑤ オーバーレイ工事におけるレベリング	VII-11-⑤-1
⑥ 路上路盤再生工の添加材使用量	VII-11-⑥-1
第12章 トンネル工	
① トンネル工	VII-12-①-1
第13章 橋梁上部工	
① 鋼橋製作工	VII-13-①-1
② 鋼橋架設工	VII-13-②-1
③ ポストテンション桁製作工	VII-13-③-1
④ 橋梁排水管設置工	VII-13-④-1
⑤ P C鋼線及びシース	VII-13-⑤-1
⑥ 床版工(地覆)のコンクリートについて	VII-13-⑥-1
⑦ 後打コンクリート	VII-13-⑦-1
第14章 公園	
① 都市公園事業における遊具設置工事の積算について	VII-14-①-1
第15章 その他	
① 区画線工	VII-15-①-1
第16章 保管基準	
① 技術管理課保管基準	VII-16-①-1

第 I 編 総 則

第 1 章	総 則	I - 1 - ① - 1
第 2 章	工事費の積算	I - 2 - ① - 1
第 3 章	一般管理費等及び消費税等相当額	I - 3 - ① - 1
第 4 章	間接工事費等の調整及びスライド条項が適用となる場合の運用について	..	I - 4 - ① - 1
第 5 章	建設機械運転労務等	I - 5 - ① - 1
第 6 章	土木請負工事の特許使用料の積算	I - 6 - ① - 1
第 7 章	時間的制約を受ける公共土木工事の積算	I - 7 - ① - 1
第 8 章	土木請負工事における現場環境改善費の積算	I - 8 - ① - 1
第 9 章	工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算	I - 9 - ① - 1
第10章	施工箇所が点在する工事の積算	I - 10 - ① - 1
第11章	1日未満で完了する作業の積算	I - 11 - ① - 1
第12章	工事日数及び日当たり作業量	I - 12 - ① - 1
第13章	そ の 他	I - 13 - ① - 1

第1章 総 則

① 適用範囲等	I - 1 - ① - 1
1 適用範囲	I - 1 - ① - 1
2 設計書の作成	I - 1 - ① - 1
② 請負工事の工事費構成	I - 1 - ② - 1
1 工事費の基本構成	I - 1 - ② - 1

第1章 総則

① 適用範囲等

1 適用範囲

本土木工事標準積算基準は、福島県土木部の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

2 設計書の作成

設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。

② 請負工事の工事費構成

1 工事費の基本構成

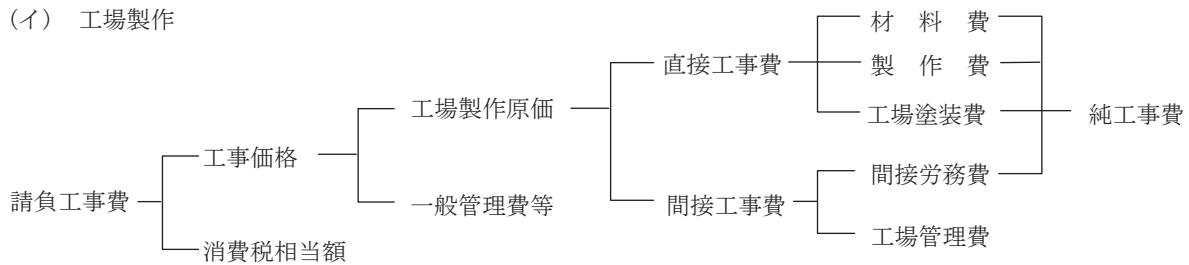
1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。

(1) 一般土木

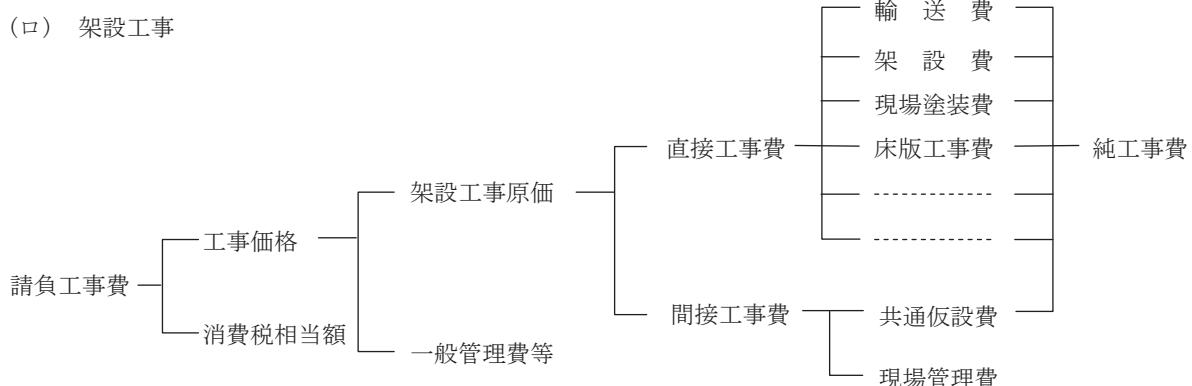


(2) 鋼橋製作

(イ) 工場製作

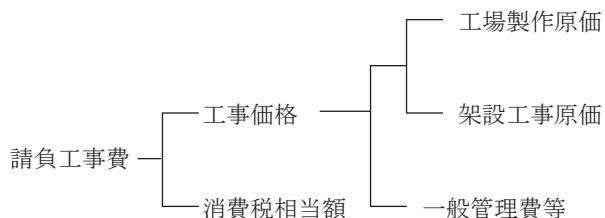


(ロ) 架設工事



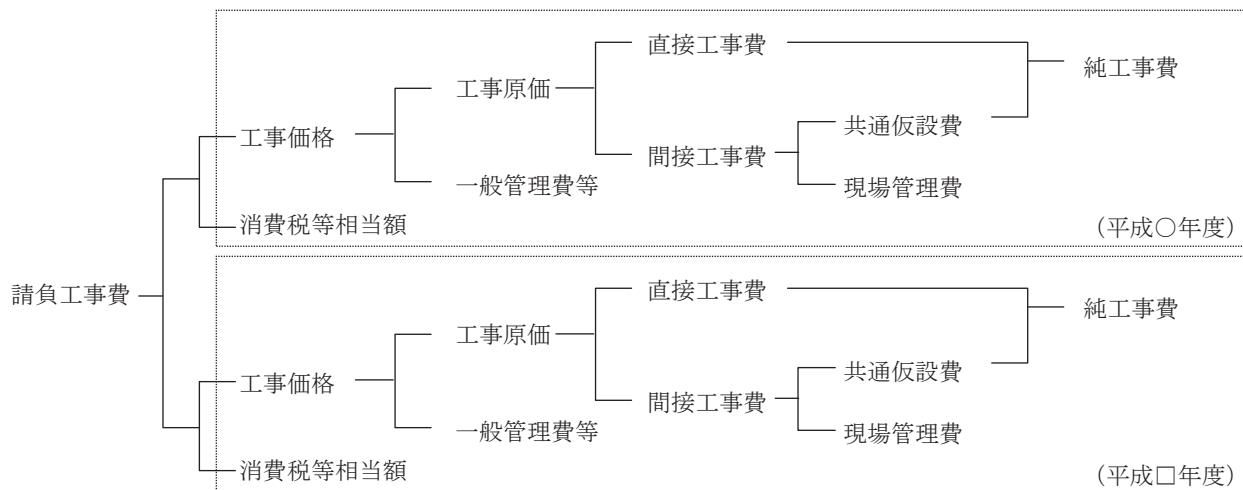
(ハ) 一括請負の場合

工場製作から現場架設まで、一括請負とする場合には次のとおりとする。



(3) 維持工事（複数年度の債務工事）

工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度毎に分けて積算するものとする。（2カ年債務の例）



1-2 請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとする。

(2) 間接工事費

- 1) 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものとする。
 - 2) 共通仮設費は、次に掲げるものについて積算するものとする。
 - (イ) 運搬費
 - (ロ) 準備費
 - (ハ) 事業損失防止施設費
 - (二) 安全費
 - (ホ) 役務費
 - (ヘ) 技術管理費
 - (ト) 営繕費
 - 3) 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、現場管理費を構成する各費目について積算するか、又は次の現場管理費率を用いて積算するものとする。

$$\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}$$

ただし、純工事費 = 直接工事費 + 共通仮設費

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとする。

$$\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}$$

(4) 消費稅等相當額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

第2章 工事費の積算

① 直接工事費	I - 2 - ① - 1
1 材料費	I - 2 - ① - 1
2 歩掛	I - 2 - ① - 1
3 労務費	I - 2 - ① - 1
4 直接経費	I - 2 - ① - 1
5 諸雑費及び端数処理	I - 2 - ① - 1
② 間接工事費	I - 2 - ② - 1
1 総則	I - 2 - ② - 1
2 共通仮設費	I - 2 - ② - 1
3 現場管理費	I - 2 - ② - 28
③ 現場発生品及び支給品運搬	I - 2 - ③ - 1
1 適用範囲	I - 2 - ③ - 1
2 施工パッケージ	I - 2 - ③ - 1
④ 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	I - 2 - ④ - 1

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

1 材 料 費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 数 量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 價 格

価格は、原則として、「土木事業単価表」等によるものとする。

2 歩 掛

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。

なお、単価等については「1 材料費」、「3 労務費」及び「4 直接経費」によるものとする。

3 労 務 費

労務費は、工事を施工するに必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

算式により算出される所要人数は小数点第3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) 労務賃金

労務賃金は、原則として、「土木事業単価表」等によるものとする。

4 直 接 経 費

直接経費は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(3)までによるものとする。

(1) 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。

(2) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、工事を施工するのに必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。

(3) 機械経費

機械経費は、工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。

5 諸雑費及び端数処理

(1) 諸雑費

1) 諸雑費の定義

当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

2) 単価表

(イ) 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの)

単価表の合計金額は、原則として各単価表に示す単位当たり単価とし、諸雑費率による端数処理は行わない。

(ロ) 単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合)

単位数量当たりの単価表の合計金額が、単位数量が1及び10の場合は10円単位となるよう5～14円の端数を、単位数量が100の場合は100円単位となるよう50～149円の端数を、単位数量が1,000の場合は1,000円単位となるよう500～1,499円の端数を計上する。

(ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

3) 内訳書

諸雑費は計上しない。

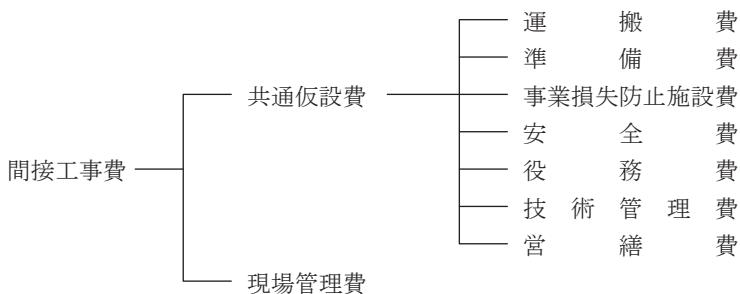
(2) 端数整理

- 1) 単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価=金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。
- 2) 冬期歩掛補正（第I編第2章②3.（8））や時間的制約を受ける場合（第I編第7章①）などの労務費の補正については、特に定めのある場合を除き、補正後の労務単価は、1の位を四捨五入し10円単位とする。
- 3) 工事価格（本工事、附帯工事等一括発注の場合、費目ごとの工事価格。）は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

② 間接工事費

1. 総則

この算定基準は、間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は、下記のとおりとする。



2. 共通仮設費

(1) 工種区分

共通仮設費は、表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。

- 1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。
- 2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、主たる工種とは、(2)の1)に定める対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。
- 3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(2) 算定方法

共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。

1) 率計算による部分

下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。

対象額 (P)

= 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費

(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

- a. 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ゴム支承、鋼製支承、高力ボルト（普通ボルト）、門扉、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費
- b. 上記a、現場製作の根固め及び消波ブロック、仮設を目的に支給される材料（防護柵、標識類など）、道路除雪で支給する吹きだめ柵、スノーポール類、同一工事内で発生する鋼矢板、タイロッド、付属金物類を支給する場合の支給品費
- c. 鋼桁、門扉、車止、係船柱等の工場製作に係る費用のうちの工場原価（工場製作品を含む。車止、係船柱の二次製品は含まれない）
- d. 大型標識柱〔オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤、鋼製スリット堰堤、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費（製作費を含む。）

(ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費+事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

ただし、コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含めないものとする。

また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。

(ハ) 無償貸付機械等評価額の算定は次式によりおこなうものとする。

$$\left(\begin{array}{c} \text{無償貸付機械} \\ \text{等評価額} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{無償貸付機械と同機種同} \\ \text{型式の建設機械等損料額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{array} \right)$$

(貸付にかかる損料額) (業者持込の損料額) (無償貸付機械等損料額)

(二) 鋼橋桁等の輸送に係る間接費(対象額に対する率計算の場合)の積算は、発注形態別に次表によるものとする。

工種 形態	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
製作+輸送+架設等	○	○	○
製作+輸送	×	○	○
輸送+架設等	○	○	○
輸送	×	○	○
架設等	○	○	○

○対象とする ×対象としない

(注) 購入桁については、製作を購入と読み替える。

2) 積上げ計算による部分

現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

3) 条件明示

安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に条件明示し、極力指定仮設とするものとする。

4) 適用除外

この算定基準によることが困難又は不適当であると認められるものについては、適用除外とすることが出来る。

5) 間接工事費等の項目別対象表

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
項目	対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価
桁等 購入費	×	○	○	○
処分費等	処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注) (ト) 参照)			
支給品費等	桁等 購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
	無償貸付機械評価額	○	○	×
	鋼橋門扉等工場原価	×	×	○
	現場発生品	×	×	×
ダム工事	支給電力料(基本料金含む)	×	×	×
	無償貸付機械評価額	○	×	×

○対象とする ×対象としない

- (注) (イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。
- (ロ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。その他橋梁資材及び大型遊具（設計製作品）については土木工事標準積算基準〔III〕を参照のこと。
- (ハ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。
- (ニ) 別途製作する標識柱〔オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤（鋼管フレーム、バットレス型）、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。（t 当り製作単価として取扱う場合）
- (ホ) 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を福島県財務規則で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。
- (ヘ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費（材料費含む）と同じ扱いとする。
- (ト) 「処分費等」の取扱い
「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。
- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
 - 2) 上下水道料金
 - 3) 有料道路利用料
- (チ) ゴム支承、鋼製支承、高力ボルト（普通ボルト）の購入費は、鋼橋門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。
- (リ) 支給品の取扱いは土木工事標準積算基準〔III〕を参照のこと。
- (ヌ) 無償貸付機械の取扱いは土木工事標準積算基準〔III〕を参照のこと。
- (ル) その他機器類については土木工事標準積算基準〔III〕を参照のこと。

区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

- (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。
2. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。
3. 「処分費」には、運搬費、産業廃棄物税相当額は含まない。

6) 間接工事費等の調整データ条件入力基準表

コード	条件			イメージ アップ経費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	工場管理費	備考	
	A	B	C							
#0020	0	1			対象	対象	対象	対象外	—	支給品費
#0040	0	1	0		対象	対象	対象	対象外	—	無償貸付機械評価額
#0040	1	1	1		—	—	—	対象外	—	現場管理費内の一般管理費対象外
#0040	1	1	3		対象外	対象外	対象	対象	—	共通仮設費対象外
#0040	1	1	4		対象外	対象外	対象外	対象	—	共通仮設費・現場管理費対象外
#0040	1	1	5		対象外	対象外	対象外	対象外	—	諸経費全般対象外
#0040	1	1	6		—	—	—	—	対象外	工場管理費対象外
#0040	1	1	7		対象外	※2	※2	※2	—	直接工事費内の処分費
#0040	1	1	8	※1	対象外	※2	※2	※2	—	準備費内の処分費
#0040	1	1	9	※3	—	—	対象外	対象外	—	技術管理費内の業務委託費

対象 : 率の対象額に含める

対象外 : 率の対象額に含めない

— : 元々の計算に含まれない

※1 : 準備費に使用できる（直接工事費に使用できない）

※2 : 処分費等の取扱い（第I編第2章②3. (6)）のとおり（3%かつ3千万円以内を対象額とする）

※3 : 技術管理費に使用できる（直接工事費に使用するとイメージアップ／共通仮設費の対象となるので注意）

7) 有価物の売却金額（以下「スクラップ控除額」という。）の入力基準

直接工事費はスクラップ控除額が差し引かれた金額とし、スクラップ控除額は諸経費の対象外とする。

（諸経費の対象額からはスクラップ控除額を差し引かない。）

このため、スクラップ控除額は、条件をA=1、B=1、C=5とした調整データ#0040（上記「6) 間接工事費等の調整データ条件入力基準表」の諸経費全般対象外を適用する。）の下位に、負数（例：-12,000）で入力する。

※ 当該調整データにより、当該金額（負数）は直接工事費の計算に含まれるが、諸経費全般の対象額の計算には含まれなくなる。

表-1 工種区分

工種区分	工種内容
河川工事	<p>河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</p>
河川・道路構造物工事	<p>河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあって、次に掲げる工事 1. 橋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(R C構造)、スノーシェッド(R C構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮桟橋、P C橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁、プレテンション桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間ににおける橋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(R C構造)、床版工(R C構造及びプレキャストP C構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(R C構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</p>
海岸工事	<p>海岸工事にあって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、橋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、橋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</p>
道路改良工事	<p>道路改良工事にあって、次に掲げる工事 1. 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事 2. 河川、海岸、砂防工事の工事用道路を単独発注する場合 3. ロックネット張工、消雪パイプ設置、歩道設置を単独発注する場合</p>
鋼橋架設工事	<p>鋼橋等の運搬架設に関する工事にあって、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、橋門、橋管、排水機場等)、床版工(R C構造及びプレキャストP C構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) 4. 側道橋架設、横断歩道橋架設を単独発注する場合 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</p>
P C橋工事	<p>P C橋に関する工事にあって、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事、ポストテンション桁の工事 2. プレキャストセグメント構造のP C橋工事</p>
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)
舗装工事	<p>舗装の新設、修繕工事にあって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍土抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッティング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く</p>

工種区分		工種内容
共同溝等工事	(1)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事		トンネルに関する工事にあって, 次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし, 本体工を完成後別件で照明設備, 舗装, 側溝等を発注する場合, 又は供用開始後の照明設備, 吹付け, 舗装, 修繕工事等は除く
砂防・地すべり等工事		砂防, 地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって, 次に掲げる工事 堰堤工, 流路工, 山腹工, 抑制工, 抑止工, 床固工, 落石なだれ防止工, 集水井工, 集排水井ボーリング工, 排水トンネル工及びこれらに類する工事
道路維持工事		供用中の道路にあって, 次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工, 防雪柵設置撤去工 ^{*1} , トンネル漏水防止工, トンネル内装工(供用トンネル), 路面切削工, 路面工, 法面工等の維持・補修 ^{*2} に関する工事 3. 道路標識 ^{*1} , 道路情報施設, 電気通信設備, 防護柵 ^{*1} , 樹木等及び区画線等の設置 4. 除草, 除雪, 清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1, 2, 3及び4に類する工事 6. 道路照明灯設置, 道路植樹工を単独発注する場合 ※1 : 局部的新設, 復旧・更新を主とする場合に適用 ※2 : 法面工の補修については局部的な場合に適用
河川維持工事		河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって, 次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識, 境界杭, 防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開, 除草, 清掃, 芝養生, 水面清掃等の作業 6. 未供用(全面通行止を含む)の道路における「道路維持工事」 7. 1, 2, 3, 4, 5及び6に類する工事
下水道工事	(1)	下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2)	下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3)	下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 ポンプ場工事, 処理工事及びこれらに類する工事
公園工事		公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって, 次に掲げる工事 敷地造成工, 園路広場工, 植樹工, 除草工, 芝付工, 花壇工, 日陰棚工, ベンチ工, 池工, 遊戯施設工, 運動施設工, 標識工及びこれらに類する工事
コンクリートダム工事		コンクリートダム本体を主体とする工事
フィルダム工事		フィルタイプでダム本体を主体とする工事
電線共同溝工事		電線共同溝に関する工事
情報ポックス工事		情報ポックスに関する工事(耐火防護も含む)
港湾・漁港工事	浚渫工事	航路, 泊地, 船溜の浚渫工事, 構造物の床掘工事ならびに土取工事及びこれらに類する工事
	構造物工事	構造物工事にあって次に掲げる工事 防波堤, 防砂堤, 導流堤, 岸壁, 栄橋, 物揚場, 係船杭, 護岸の構築物に関する工事 及びこれらに類する工事 ただし, 浚渫, 道路, 橋梁, 鉄道に関する工事及びこれらに類する工事を除く
海岸工事 (港湾・漁港に関わる海岸)		堤防, 突堤, 離岸堤, 護岸, 橋門, 水(閘)門, 養浜等の構築物に関する工事及びこれらに類する工事

工種区分	工種内容
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	港湾構造物、海岸工事にあって、防舷材のみを取り付ける工事、電気防食のみを取り付ける工事ならびに防舷材及び電気防食を取り付ける工事
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあたって、次に掲げる工事 空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、棚工等の付帯施設工、プラスチフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事
空港舗装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工にあって、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事
空港維持工事	空港維持工事にあって、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事

2-1 共通仮設費の率分

（1）共通仮設費の率分の積算

1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第10表）※1の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

※ 別表第1（第1表～第10表）は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正（復興係数適用済）の値である。

2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

（2）共通仮設費率の補正

1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

また、表-3に該当する場合、別表第1（第6表～第10表）の共通仮設費率に補正值を加算するものとする。

表-2 地域補正の適用（土木）

施工地域区分	工種区分	対象	適用条件	
			補正係数	適用優先
市街地（D I D補正） (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行なう場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.3	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地（D I D補正） (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1) - 2	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗 装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交 通量(上下合計)が5,000台/日以上の 車道において、車線変更を促す規制を 行う場合。ただし、常時全面通行止 めの場合は対象外とする。	1.3	3
一般交通影響有り (2) - 2	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗 装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り(1)以外の車道に おいて、車線変更を促す規制を伴う場 合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	4
市街地(DID補正) (1) - 2	鋼橋架設工事、電 線共同溝工事、道 路維持工事、舗装 工事、橋梁保全工 事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全
体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

表-3 地域補正の適用(港湾・漁港・空港)

施工地域・工事場所区分	補正值(%)
重要港湾・市街地に係る漁港	2.25
施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	
a. 地方港湾その他の漁港	2.25
b. 空港	2.25
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済

(復興係数適用済、小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。

(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地：施工地域が人口集中地区(DID地区)をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/
km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。

重要港湾：小名浜港、相馬港

地方港湾：江名港、中之作港、久之浜港、翁島港、湖南港

2. 施工場所区分は以下のとおりとする。

- 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通等の影響を受ける場合
②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上の場合の取扱い

工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正率の大きい方を
適用する。

ロ) 海上輸送に要する補正

海上作業がある工事については、労務者および作業船乗組員等の海上輸送費用として、別表第1（第1表～第10表）の共通仮設費率に下表の補正值を加算するものとする。

なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済、小数第2位止め（小数第3位四捨五入））の値である。

また、海上作業とは作業員および作業船乗組員が陸路で直接現場まで移動することが困難な場合をいう。

陸上作業とは混在する場合の計上の有無および適用工種区分についての判断基準は当該工事の金額によるものとする。

工種区分		補正值(%)
港湾・漁港工事	浚渫工事	1.20
	構造物工事	0.90
海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）		0.90

ハ) 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K_r）+施工地域・工事場所を考慮した補正值）
または、

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K_r）×施工地域を考慮した補正值）

ただし、共通仮設費率（K_r）は別表第1の第1表～第10表による。

なお、補正係数を乗じる場合は、K_rの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(3) その他

イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1) のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

なお、東日本大震災に伴う復興係数については、「第I編第2章④東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」によるものとする。

ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。

別表第1

共通仮設費率

第1表

工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 率 とする	
		下記の 率 とする	(4)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による			
			A	b		
河川工事		18.80	357.9169	-0.1888	7.16	
河川・道路構造物工事		31.16	1,842.8291	-0.2614	8.18	
海岸工事		19.62	611.8500	-0.2204	6.36	
道路改良工事		19.17	85.5000	-0.0958	11.75	
鋼橋架設工事		57.54	16,002.6000	-0.3606	9.09	
P C 橋工事		40.56	2,455.8504	-0.2629	10.58	
舗装工事		25.64	652.6500	-0.2074	8.88	
砂防・地すべり等工事		22.79	936.7500	-0.2381	6.74	
公園工事		16.20	72.0044	-0.0956	9.93	
電線共同溝工事		14.94	60.0400	-0.0891	9.47	
情報ボックス工事		28.40	742.3500	-0.2091	9.75	

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第2表

工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下	3億円を超えるもの	
		下記の率とする	()の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする	
			A		
橋梁保全工事		40.98	10,575.3000	-0.3558	10.19

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第3表

工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの	
		下記の率とする	()の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする	
			A		
道路維持工事		35.91	6,176.0569	-0.3548	8.96
河川維持工事		13.58	40.2168	-0.0748	10.14

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第4表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの	
		下記の率とする	()の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする	
			A		
共同溝等工事	(1)	13.29	102.4918	-0.1267	6.80
	(2)	20.69	138.7500	-0.1181	11.06
トンネル工事		43.07	6,246.0650	-0.3088	8.39
下水道工事	(1)	19.28	633.4991	-0.2167	6.12
	(2)	19.98	728.4001	-0.2231	6.12
	(3)	11.46	20.2527	-0.0353	9.51

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第5表

工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下	50億円を超えるもの	
		下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする	
			A		
コンクリートダム		18.44	157.8609	-0.1100	13.53
フィルダム		11.36	65.5522	-0.0898	8.82

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第6表

工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの	
		下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする	
			A		
港湾・漁港工事	浚渫工事	16.71	536.8231	-0.2223	4.59
	構造物工事	11.96	199.0496	-0.1802	4.20

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第6-1表

工種区分	対象額 適用区分	600万円 以下	600万円を超えるもの	10億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	()の算定式により算出された 率とする。ただし、変数値は下 記による	下記の 率 とする
			A	b
海岸工事(港湾・漁港に關わる海岸)	19.62	611.8500	-0.2204	6.36

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数

適用済）の値である。

第7表

工種区分	対象額 適用区分	600万円 以下	600万円を超えるもの	4億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	()の算定式により算出された 率とする。ただし、変数値は下 記による	下記の 率 とする
			A	b
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	9.18	2,130.6000	-0.3490	2.12

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数

適用済）の値である。

第8表

工種区分	対象額 適用区分	500万円 以下	500万円を超えるもの	50億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(4)の算定式により算出された 率とする。ただし、変数値は下 記による	下記の 率 とする
			A	b
空港用地造成工事	21.68	996.6000	-0.2482	3.90

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数

適用済）の値である。

第9表

工種区分	対象額 適用区分	500万円 以下	500万円を超えるもの	20億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(4)の算定式により算出された 率とする。ただし、変数値は下 記による	下記の 率 とする
			A	b
空港舗装工事	21.24	913.0500	-0.2438	4.94

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数

適用済）の値である。

第10表

工種区分	対象額 適用区分	500万円 以下	500万円を超えるもの	2億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(4)の算定式により算出された 率とする。ただし、変数値は下 記による	下記の 率 とする
			A	b
空港維持工事	9.98	191.4000	-0.1915	4.92

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数

適用済）の値である。

4 算定式

$$K_r = A \cdot P^b$$

ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A, b : 変数値

注) 1. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算式による部分」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

2-2 運搬費

(1) 運搬費の積算

運搬費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 建設機械器具の運搬等に要する費用

- (イ) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- (ロ) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬
- (ハ) 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用
- (ニ) 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬
- (ホ) 器材等の搬入、搬出及び現場内小運搬

ただし、支給品及び現場発生品については、積上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。

(ヘ) 建設機械の自走による運搬

(ト) 建設機械等の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用

(チ) 質量 20t 以上の建設機械の現場内小運搬

2) 鋼桁、P C 桁、門扉等工場製作品の運搬（直接工事費に計上）

3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用

4) 建設機械等の運搬基地

建設機械、P C 橋架設器材、鋼橋架設器材等、仮設材等の所在場所等については積算基準〔III〕編による。

(2) 積算方法

1) 共通仮設費に計上される運搬費

(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費

- a. 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む）
- b. 器材等（型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く）、作業車（P C 橋片持ち架設工）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等）の搬入、搬出及び現場内小運搬
- c. 建設機械の自走による運搬（トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 80t 吊以上は、積上げるものとする。）
- d. 建設機械等（重建設機械を含む）の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用
- e. 質量 20t 以上の建設機械の現場内小運搬

ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。

f. 上記（1）、（1）、（ハ）の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50t 吊）・ラフテレンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70t 吊）の分解・組立及び輸送に要する費用

(ロ) 積上げ項目による運搬費

a. 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。

ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。

b. 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬

ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

（土木工事標準積算基準〔III〕敷鉄板の費用についても参照のこと。）

c. 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用

（運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む。）

d. 上記（イ）及び（ロ）a～cにおける自動車航送船使用料に要する費用

（運搬中の本体賃料・損料を含む）

e. 供用中の自動車専用道路での工事の場合における、3t 以上の建設機械の作業基地から現場までの貨物自動車等による運搬（土木工事標準積算基準〔III〕運搬費についても参照のこと。）

2) 直接工事費に計上される運搬費

a. 鋼桁、P C 桁、門扉、工場製作品の運搬

b. 支給品及び現場発生品の運搬

(3) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

質量20t以上の建設機械器具の搬入、又は搬出の積算は運搬車両1台ごとに次式により行うものとする。

$$U_k = [A_1 \cdot (1 + C_1 + C_4) + A_2 \cdot C_2 + A_3 \cdot C_3 + B] \cdot D + M + K \quad (\text{又は} K')$$

ただし U_k : 貨物自動車による運搬費

A 1 : 基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。発地・着地で運輸局が異なる場合は、発注機関の存在する運輸局を適用する。

また、基本運賃料金の10%の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。

A 2 : 悪路割増区間基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、悪路区間の距離とする。

A 3 : 冬期割増区間基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、冬期割増区間の距離とする。

B : 諸料金

a . 地区割増料………適用する。

貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限る）又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸し切り運賃」の地区割増料を加算する。

ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ加算する。

b . 車両割増料………適用しない。

$C_1 \sim C_4$: 運賃割増率（表3.1）

C_1 : 特大品割増

C_2 : 悪路割増

C_3 : 冬期割増

C_4 : 深夜早朝割増

他の割増率は適用しない。

D : 運搬車両の台数

1を代入する。

M : その他の諸料金

1) 組立、解体に要する費用

重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。

2) その他下記事項の料金を必要により計上する。

a 荷役機械使用料

b 自動車航送船使用料

c 有料道路利用料

d その他

K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料（円）

K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料（円）

運搬される建設機械（被運搬建設機械）の運搬中の賃料又は損料を計上する。

積算方法は、「1) 運搬される建設機械の運搬中の賃料および損料」による。

*建設機械運搬方法等は表3.2による。

*端数処理

輸送費（基本運賃料金×運賃割増率）及び諸料金（B）は、各々端数処理計算し、その金額が10,000円未満の場合は100円未満を100円に、10,000円以上の場合は500円未満を500円に、500円を超え、1,000円未満の端数は、1,000円にそれぞれ切上げる。

表3.1 運賃割増率

割増項目	適用範囲			割増率
特大品割増 (C ₁)	建設機械類	使用車両積載トン数15t未満		
		" 15t以上		
	鋼橋、 水閘門等	単体の長(m)	単体の質量(t)	—
		12≤L<15	1≤G<15	8 ‰
		15≤L<20	—	10 ‰
	(注)3	20≤L	15≤G	12 ‰
悪路割増(C ₂)	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。			3 ‰

冬期割増 (C ₃)	冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率			割増率
	地 域	期 間		
	北海道	自11月16日 至4月15日		
	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域			
	岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡	自12月1日 至3月31日		2割増

深夜早朝割増 (C ₄)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。	3割増
-----------------------------	----------------------	-----

(注) 1. 鋼橋の輸送については「第IV編第7章①鋼橋製作工」、水閘門については「土木工事標準積算基準(機械編)」により別途計上するものとし、その他については上記運搬費で計上するものとする。

2. 誘導車、誘導員の費用は特大品割増に含む。
3. 特大品割増(C₁)で単体の長さ質量ともに該当する場合は、いずれか大きい方の率とする。
4. 橋梁ベント、橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。

1) 運搬される建設機械の運搬中の賃料(K)及び損料(K')

運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料=運搬される機械の供用1日当たり賃料(円)×運搬に要する日数(日)

$$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当たり賃料(円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$$

運搬中の損料=運搬される機械の供用1日当たり損料(円)×運搬に要する日数(日)

$$K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当たり損料(円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$$

L: 運搬距離(km) 基地から現場までの片道距離とする。

輸送速度:(30 km/h)

(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30km/hを標準とする。

3. 分解・組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立(S0080及びS0085)により積算すること。

なお、重建設機械分解組立輸送(S0080)については、運搬中の賃料(K)が考慮されている。

表3. 2 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考
		速 度 (km/h)	労務	車種	機械 質量 (t)	
路 面 切 削 機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	28.50	
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00	
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70	
自 走 式 破 碎 機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00	
油 壓 式 杭 壓 入 引 抜 機 (硬 質 地 盤 専 用)	鋼矢板II・III・IV型用			R	29.70	
油 壓 式 杭 壓 入 引 抱 機 (硬 質 地 盤 専 用)	鋼矢板V _L ・VI _L ・II _w ・III _w ・IV _w 型用			R	37.90	
バ ツ ク ホ ウ (超 ロ ン グ ア ーム 型)	山積0.4m ³ ／平積0.3m ³			R	22.00	

- (注) 1. 貨物自動車による運搬は、S0010で計上する。
 2. 車載のRはトレーラである。
 3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

(4) 仮設材等の運搬

コード番号 S0070

1) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬費用

仮設材の運搬は次式により行うものとする。

$$U = [E \cdot (1 + F_1 + F_2)] \cdot G + H$$

ただし U : 仮設材の運搬費

E : 基本運賃（円／t）

下表によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運賃は下表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。

基本運賃表

(単位：円／t)

製品長 距 離	12m以内	12m超～ 15m以内	15m超
10 kmまで	3,410	4,030	5,180
20〃	3,570	4,240	5,510
30〃	3,850	4,510	5,860
40〃	4,070	4,760	6,190
50〃	4,420	5,140	6,630
60〃	4,700	5,490	7,060
70〃	5,070	5,890	7,520
80〃	5,330	6,190	7,900
90〃	5,610	6,520	8,310
100〃	5,900	6,840	8,750
110〃	6,250	7,200	9,180
120〃	6,490	7,470	9,550
130〃	6,780	7,790	9,940
140〃	7,020	8,060	10,300
150〃	7,290	8,360	10,700
160〃	7,530	8,630	11,000
170〃	7,790	8,910	11,400
180〃	8,020	9,180	11,700
190〃	8,290	9,470	12,100
200〃	8,560	9,780	12,500
200 kmを超える場合	447	558	738
20 kmまでを増すごとに			

(注) 1. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

2. S0070は片道分の運搬であるので、搬入搬出それぞれ計上する必要があることに注意すること。

3. 誘導車、誘導員が必要な場合については別途計上する。

F 1～F 2：運賃割増率

F 1：冬期割増

地 域	期 間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県の うち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、 大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、 益田郡、郡上郡	自12月1日 至3月31日 2割増	

F 2：深夜早朝割増

運搬時間を「22～5時」に指定する場合。	3割増
----------------------	-----

G：運搬質量（t）

H：その他の諸料金（円）

その他、下記事項の料金を必要により計上する。

- a. 有料道路利用料
- b. 自動車航送船利用料
- c. その他

* 端数の処理

運賃及びその他の諸料金は当該輸送トン数ごとに計算し、円未満の金額については切り捨てる。

コード番号 S 0072

- 2) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み、取卸しに要する費用
 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み・取卸し費

場 所	作 業	費 用 (円／t)		
基 地	積 込 み	750	1,500	3,000
現 場	取 卸 し	750		
	積 込 み	750		
基 地	取 卸 し	750	1,500	

- (注) 1. 橋梁ベント、橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。
 2. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

(5) 重建設機械分解・組立

1) 適用範囲

本資料は、工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立及び輸送に適用し、適用する建設機械は次表を標準とする。

表5.1 適用建設機械

機械区分	適用建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ（リッパ装置付を含む） 普通 21t級以上～63t級以下 湿地 20t級以上～28t級以下
バックホウ系	バックホウ（超ロングアーム型は除く） 山積 1.0 m ³ 以上～2.1 m ³ 以下 (平積 0.7 m ³ 以上～1.5 m ³ 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積 0.4 m ³ 以上～0.6 m ³ 以下
クローラクレーン系	クローラクレーン〔油圧駆動式ワインチ・ラチスジブ型・機械駆動式ワインチ・ラチスジブ型〕 吊能力 16t以上～300t以下 クラムシェル〔油圧ロープ式・機械ロープ式〕 平積 0.6 m ³ 以上～3.0 m ³ 以下 パイプロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ワインチ・ラチスジブ型・50～55t吊〕
トラッククレーン系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊能力 80t以上～550t以下
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ 油圧ハンマ アースオーガ（二軸同軸式を含む） ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t以上～150t以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機〔クローラ式〕 掘削径 2,000mm以下 オールケーシング掘削機〔スキッド式〕 掘削径 2,000mm以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量20t以上～120t以下 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機（付属機器除く） 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20t以上～170t以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20t以上～60t以下
連続地中壁用機械	地下連續壁施工機〔回転水平多軸・クローラ式〕 壁厚 650～1,500mm 壁厚 1,200～2,400mm

2) 施工歩掛

(イ) 使用機械の規格選定

分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

表5.2 クレーンの規格選定

機 械 区 分	規 格	分解組立用クレーン	
		機 械 名	規 格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕 トネル用機械	表5.1 参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25t吊
ブルードーザ	21t級以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25t吊
	44t級以下		
	63t級以下		50t吊
地盤改良機械	質量60t以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25t吊
	質量120t以下		50t吊
	サンドパイロット打機		
	粉体噴射攪拌機		
	深層混合処理機 ペーパードレーン打機		
クローラクレーン系	35t吊以下 (クラムシェル平積0.6m ³ 含む)	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25t吊
	80t吊以下 (クラムシェル平積2.0m ³ 以下含む)		
	150t吊以下 (クラムシェル平積3.0m ³ 以下含む)		
	300t吊以下		50t吊
トラッククレーン系	表5.1 参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	50t吊
クローラ式杭打機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	50t吊
	質量100t以下		
	質量150t以下		
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	表5.1 参照	クローラクレーン [油圧駆動式ワインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)]	60~65t吊
	〔本体工事でクローラクレーン 「油圧駆動式ワインチ・ラチスジ ブ型・排出ガス対策型(第3次基準 値)」70t吊を使用する場合〕	クローラクレーン [油圧駆動式ワインチ・ ラチスジブ型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	70t吊
	表5.1 参照	クローラクレーン [油圧駆動式ワインチ・ ラチスジブ型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	100t吊
	〔本体工事でクローラクレーン 「油圧駆動式ワインチ・ラチスジ ブ型・排出ガス対策型(第3次基準 値)」100t吊を使用する場合〕		
連続地中壁用機械 (地下連続壁施工機)	表5.1 参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	45t吊

(注) 1. ラフテレーンクレーン、クローラクレーンは、賃料とする。

ただし、オールケーシング掘削機〔スキッド式〕の分解組立用クローラクレーンは、
損料とする。

2. 現場条件により上表により難い場合は、別途考慮する。

(口) 歩掛

分解・組立 1台1回当たり歩掛けは、次表を標準とする。

表5.3 分解・組立1台1回当たり歩掛け

機械区分	規格	機械質量分	労務歩掛け 特殊作業員 (人) [分解+組立]	クレーン歩掛け 運転(日) [分解+組立]	運搬費率 (%)	諸費 (%)
ブルドーザ	21t級以下	—	2.8	2.1	134	21
	44t級以下	—	4.6	3.4	132	21
	63t級以下	—	8.4	6.2	90	14
バックホウ系	山積1.4m ³ 以下 油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4m ³ 以上 0.6m ³ 以下含む	—	2.7	1.4	216	24
	山積2.1m ³ 以下	—	4.5	2.3	221	25
クローラクレーン系	35t吊以下 〔クラムシェル〕 平積0.6m ³ 含む	—	3.0	0.8	384	22
	80t吊以下 〔クラムシェル〕 平積2.0m ³ 以下含む	—	5.5	1.5	375	21
	150t吊以下 〔クラムシェル〕 平積3.0m ³ 以下含む	—	11.3	3.1	287	16
	300t吊以下	—	20.5	5.7	286	16
トラッククレーン系	120t吊以下	—	4.3	1.5	439	97
	160t吊以下	—	5.7	1.9	454	100
	360t吊以下	—	11.7	4.0	443	97
	550t吊以下	—	20.9	7.1	446	98
クローラ式杭打機	—	60t以下	8.6	2.1	148	2
	—	100t以下	15.5	3.7	149	2
	—	150t以下	23.5	5.6	148	2
オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	—	3.9	3.4	515	5
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	—	—	4.9	11.9 (h)	483	4
	〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチス ジブ型・排出ガス対策型(第3次 基準値)〕70t吊 を使用する場合〕	—	4.9	11.9 (h)	424	4

表5.3 分解・組立1台1回当たり歩掛

機械区分	規格	機械質量区分	労務歩掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組立〕	クレーン 運転歩掛け (日) 〔分解+組立〕	運搬費等 (%)	諸費 (%)
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	〔本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型（第3次基準値）〕100t吊を使用する場合〕	—	4.9	11.9 (h)	320	3
	〔本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型（2011年規制）〕100t吊を使用する場合〕	—	4.9	11.9 (h)	312	3
地盤改良機械	中層混合処理機	60t以下	16.0	2.4	229	4
		120t以下	41.2	6.3	190	3
	サンドパイロ打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ペーパードレーン打機	60t以下	16.0	2.4	191	3
		120t以下	41.2	6.3	190	3
		180t以下	64.6	9.9	189	3
	トンネル用機械	—	5.4	2.0	503	8
	連続地中壁用機械 （地下連続壁施工機）	—	54.4	9.5	144	4

- (注) 1. 分解・組立の合計であり、内訳は分解50%，組立50%である。
 2. 標準的作業に必要な装備品・専用部品が含まれている。
 3. 運搬費等には下記①～⑤の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。
 　① トラック及びトレーラによる運搬費〔往復〕（誘導車、誘導員含む）
 　② 自走による本体賃料・損料
 　③ 運搬中の本体賃料・損料
 　④ 分解・組立時の本体賃料
 　⑤ ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用
 4. 諸雑費は分解・組立のみを計上する際に適用し、下記①～②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 　① 分解・組立時の本体賃料
 　② ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用
 3) その他
 (1) 深層混合処理機（二軸式90kW×2）は、地盤改良機械（機械質量180t以下）を適用する。
 (2) 粉体噴射攪拌機（単軸式19.6kN·m×1）は、地盤改良機械（機械質量60t以下）を適用する。
 (3) 粉体噴射攪拌機（二軸式55kW×2）は、地盤改良機械（機械質量120t以下）を適用する。
 (4) 粉体噴射攪拌機（二軸式90kW×2）は、地盤改良機械（機械質量120t以下）を適用する。

4) 単価表

(1) 重建設機械分解組立輸送1回当り単価表

コード番号 S 0 0 8 0

名 称	規 格	单 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表5.3
分 解 組 立 用 ク レ ーン		日 (h)		表5.2, 5.3
運 搬 費 等		式	1	表5.3
諸 雜 費		"	1	
計				

(2) 重建設機械分解組立1回当り単価表

コード番号 S 0 0 8 5

名 称	規 格	单 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表5.3
分 解 組 立 用 ク レ ーン		日 (h)		表5.2, 5.3
諸 雜 費		式	1	表5.3
計				

2-3 準備費

(1) 準備費の積算

準備費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 準備及び後片付けに要する費用

- イ 着手時の準備費用
- ロ 施工期間中における準備、後片付け費用
- ハ 完成時の後片付け費用

2) 調査・測量、丁張等に要する費用

- イ 工事着手前の基準測量等の費用
- ロ 縦、横断面図の照査等の費用
- ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用

ニ 丁張の設置等の費用

3) 準備として行う以下に要する費用

- イ ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）

ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用

なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。）

4) 1)から3)に掲げるもののほか、取得補償した立木の伐採・処分及び3)による伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。

なお、伐開、除根、除草等に係る運搬については、土木工事標準積算基準〔III〕による。

5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。

(2) 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1), 2), 3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

2-4 事業損失防止施設費

(1) 事業損失防止施設費の積算

事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用

2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

(2) 積算方法

事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

2-5 安全費

(1) 安全費の積算

安全費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 安全施設等に要する費用

2) 安全管理等に要する費用

3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

(2) 積算方法

安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。

① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用

② 不稼働日の保安要員等の費用

③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料

④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く）

⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用

⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む）

⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用

⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する）

⑨ 安全用品等の費用

⑩ 安全委員会等に要する費用

⑪ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用

- 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。
- ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用
 - ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用（積算方法は、第8章「土木請負工事における現場環境改善費の積算」による）
 - ③ 高圧作業の予防に要する費用
 - ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用
 - ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用
 - ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
 - ⑦ 鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
 - ⑧ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NATM）の計測Aに要する費用については除く。）
 - ⑨ 県産木材を利用した工事名標示板の設置に要する費用（1工事現場当たり2基の工事名標示板加算額S9990の計上を標準とする。ただし、災害復旧工事を除く。）
 - ⑩ その他、現場条件等により積み上げを要する費用

1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算

トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当たり次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。

$$\text{呼吸用保護具等費用} = 1,490,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$$

なお、総労務費とは、1工事当たりのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）合計額とする

2-6 役務費

(1) 役務費の積算

役務費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 土地の借上げ等に要する費用
- 2) 電力、用水等の基本料
- 3) 電力設備用工事負担金

(2) 役務費の積算

役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

1) 借地料

土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。

$$(イ) 宅地・宅地見込地及び農地 A = B \times 0.06 \div 12$$

$$(ロ) 林地及びその他の土地 A = B \times 0.05 \div 12$$

A : 借地単価（円／m²／月） B : 土地価格（円／m²）

※上記算定式は福島県土木部の公共事業の施工に伴う損失補償基準第24条、同運用に係わる場合に適用する。

2) 電力基本料金

料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規程」により積算する。

3) 電力設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。

工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

2-7 技術管理費

(1) 技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 品質管理のための試験等に要する費用
- 2) 出来形管理のための測量等に要する費用
- 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- 4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

(2) 積算方法

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1), 2), 3)のうち下記項目とする。

- ① 品質管理基準に記載されている試験項目（必須・その他）に要する費用
- ② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- ④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等に要する費用
- ⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用
- ⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用

- ⑦ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用
- ⑧ 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用
- ⑨ 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用
- ⑩ P C 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用
- ⑪ トンネル工（N A T M）の計測Aに要する費用
- ⑫ 塗装膜厚施工管理に要する費用
- ⑬ 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）
- ⑭ 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）
- ⑮ 品質証明に係る費用（品質証明費）
- ⑯ 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用
- ⑰ その他、土木工事共通仕様書に記載されている試験に要する費用

上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

- (イ) 特殊な品質管理に要する費用
 - ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験
 - ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験
- (ロ) 現場条件等により積上げを要する費用
 - ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用
 - ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（N A T M）の計測Bに要する費用
 - ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用
 - ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用
 - ・防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用
- (ハ) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用
 - ・調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。
- (ニ) I C T 建設機械に要する以下の費用
 - ・保守点検
 - ・システム初期費
 - ・3次元起工測量・3次元設計データの作成費用
なお、システム初期費については1工事当たり使用機種毎に一式計上とする（施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当たり使用機種毎に一式計上とする）。
- (ホ) その他、前記イ、ロ、ハ、ニに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

2-8 営繕費

- (1) 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。
 - 1) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
 - 2) 労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
 - 3) 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
 - 4) 労働者の輸送に要する費用
 - 5) 上記1), 2), 3)に係る土地・建物の借上げに要する費用
 - 6) 監督員詰所及び火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
 - 7) 1)～6)に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用
- (2) 積算方法

営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1), 2), 3), 4), 5)及び6)の内以下の項目とする。

- ・コンクリートダム、フィルダム工事では、監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去、維持・補修に要する費用を含む。

上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

- 1) 監督員詰所及び火薬庫等の営繕に要する費用
監督員詰所及び火薬庫等の設置は工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積上げるものとする。

イ. 監督員詰所

- ・設置撤去する場合 $E_k = A (500 \cdot M + 14,150) + t \cdot M$
- ・設置のみの場合 $E_k = A (500 \cdot M + 10,600) + t \cdot M$
- ・撤去のみの場合 $E_k = A (500 \cdot M + 3,550) + t \cdot M$
- ・損料のみの場合 $E_k = A (500 \cdot M) + t \cdot M$

ただし、 E_k ：監督員詰所に係る営繕費

$(E_k$ には、建物の設置・撤去・損料に要する費用、電気・水道・ガス設備の設置・撤去に要する費用、下記 t の費用が含まれる。)

A : 建物面積 (m²)

(建物面積は人員2名までは25 m²を標準とする。ただし、現場条件及び夜間作業を伴い宿泊施設を要する場合等により、詰所の規模は別途考慮することが出来る。)

M : 月数 (必要日数を30日で除し、小数第2位を四捨五入し、小数1位止めとする。)

t : 次の項目に要する費用

a. 備品(机、いす、黒板、温度計、書箱、時計、エアコン、消火器、湯沸器、ロッカー、応接セット)に要する費用

備品は損料として13,800円／月を計上する。

b. その他、現場条件等により積上げを要する費用。

- (注) 1. 備品及び車庫を計上する場合は、特約事項又は特記仕様書に明示するものとする。
2. 上記のE kについて、電気、水道、ガスに係る基本料及び使用料は含まれていない。
3. 電気、水道、ガスに係る既設の供給管(線)と監督員詰所が離れている場合は、別途考慮することが出来る。
4. 監督員詰所の設置にあたり土地等の借上げが必要な場合は、別途考慮することが出来る。

ロ. 火薬庫類

(イ) 火薬庫類の計上区分

(a) 大規模工事 (1工事の火薬使用量が、20t以上の工事)

表2.1 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格
火 薬 庫	2級火薬庫 鋼製移動式 2t 庫 5.0 m ²
火 工 品 庫	鋼製移動式 1t 3.2 m ²
取 扱 所	鋼製移動式 3.2 m ²
火 工 所	組立テント式 1.9 m ²

(注) 各都道府県等の条例、現場条件等により現場に火薬庫を設置することが不適当と判断される場合は小規模工事に準ずる。

(b) 小規模工事 (大規模以外の工事)

表2.2 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格	適 用
取 扱 所	鋼製移動式 3.2 m ²	1日の使用量が25kg以下の場合は計上しない。
火 工 所	組立テント式 1.9 m ²	

(注) 交通不便な箇所において火薬庫を設置して火薬類を保管する必要があると判断される場合、又は各都道府県等で条例、その他別途定められている場合においては必要に応じて火薬庫を計上するものとする。

(ロ) 火薬庫類の営繕損料

表2.3 1現場当たり火薬庫類損料

火薬庫類等	規 格	損料 (2年以下一律) (円)
火 薬 庫	2級火薬庫 鋼製移動式 2t 庫 5.0 m ²	620,000
火 工 品 庫	鋼製移動式 1t 3.2 m ²	523,000
取 扱 所	鋼製移動式 3.2 m ²	459,000
火 工 所	組立テント式 1.9 m ²	54,000

(注) 1. 1現場当たりの使用期間が2年を超える場合は下記のとおりとする。

a. 2~4年の場合は、上表損料の40%増とする。

b. 4年を超える場合は、火薬庫類の耐用年数を考慮して別途積算する。

2. 火薬庫類損料には、火薬庫類の設置・撤去、立入防止柵、警報装置等の費用を含む。

(ハ) 保安管理費

火薬庫、火工品庫を設置する工事にあたっては、火薬類盜難防止の万全を期するため、必要に応じて夜間巡回等の見張人を安全費に計上するものとする。ただし、上記の場合は特記仕様書にその旨を記載するものとし、次式により算定する。

保安管理費＝火薬庫類設置期間（月）×30日／月×普通作業員単価（昼単価）

（注） 火薬庫類設置期間は火薬を使用する工種の設計工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。

（二）火薬庫類の設置にあたり土地の借上げが必要な場合は別途計上することが出来る。

2）現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用とし、積算方法は第8章〔土木請負工事における現場環境改善費の積算〕による。

3）その他、現場条件等により積上げを要する費用。

3. 現場管理費

(1) 現場管理費の項目及び内容

1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

イ. 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）

ロ. 慰安、娯楽及び厚生に要する費用

ハ. 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用

ニ. 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

ホ. 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用

2) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

3) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

4) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

5) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与

ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

6) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

7) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

8) 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

9) 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

10) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

11) 交際費

現場への来客等の応対に要する費用

12) 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、漏水、交通騒音等による事業損失に係る補償費

ただし、臨時にして巨額なものは除く。

13) 外注経費

工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費

14) 工事登録等に要する費用

工事実績等の登録に要する費用

15) 動力・用水光熱費

現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用（基本料金を含む。）

16) 公共事業労務費調査に要する費用

17) 雑費

1)から16)までに属さない諸費用

(2) 現場管理費の算定

1) 現場管理費は別表第2（第1表～第10表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1) 率計算による部分の（二）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。

3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

※別表第2（第1表～第10表）は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

(3) 現場管理費率の補正

1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

(イ) 冬期工事にかかる現場管理費率の補正

表3. 2における積雪寒冷地域で施工時期が冬期（12月1日～3月31日）となる屋外工事に適用する。（標準工期が12月1日～3月31日に掛かる屋外工事）

ただし、次の工事は除く。

- ① コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事
- ② 工場製作工事及び、除排雪工事等冬期条件下で施行すべき工事
- ③ トンネル内工事
- ④ 国庫債務負担行為等で年度内出来高を求めない工事

（ただし、工期が翌年度の12月1日以降となる場合は、翌年度以降の12月1日～3月31日までの工事期間を対象として補正するものとする。）

(ロ) 補正の方法

・別表第2（第1表～第10表）の現場管理費率に補正值を加算する。

・全工事期間および工事期間（12月1日～3月31日までの工事期間）は日単位とする。なお、工事の中止期間は、全工事期間および工事期間から除く。

$$\text{冬期率} = \frac{\text{工事期間} - (\text{日単位})}{\text{全工事期間} - (\text{日単位})}$$

冬期率は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

・補正值（%）＝冬期率×積雪寒冷地地域区分による現場管理費補正係数（ α ）※1

×東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正係数（復興係数）※2
補正值は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

※1 積雪寒冷地地域区分による現場管理費補正係数（ α ）は表3. 1による

※2 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正係数（復興係数）は、土木 1.2、港湾 1.2、空港 1.2

・「補正対象となる屋外工事」と「非対象工事」を混在して発注する場合（橋梁製作架設工事等）は、「補正対象となる屋外工事」が工事の主体となる場合に限り、「補正対象となる屋外工事」のみを対象として下記により補正するものとする。

① 補正対象額は、「補正対象となる屋外工事」とする。

② 冬期率については、「補正対象となる屋外工事」分の工事期間に対する、「補正対象となる屋外工事」の12月1日～3月31日までの工事期間とする。

・防雪柵設置撤去工事（新設を除く）及びスノーポール設置撤去工事については、冬期率の算定に使用する工事期間は2ヶ月（設置12月と撤去3月）とする。

（例）工期が11月15日～3月25日の場合

$$\text{冬期率} = \frac{\text{工事期間}}{\text{全工事期間}} = \frac{56\text{日}(\text{設置12月(31日)と撤去3月(25日)})}{131\text{日}} = 43\%$$

表3. 1 積雪寒冷地地域区分による現場管理費補正係数（ α ）

地域区分	補正係数（ α ）	備考
4級地	1.2	適用地域は、表3. 2 地域区分一覧表による。
3級地	1.4	
2級地	1.6	
1級地	1.8	

注1) 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

表3. 2 地域区分一覧表

建設事務所名	地域名	地域区分
県北建設事務所	大玉村、本宮市のうち旧白沢村、二本松市のうち旧岩代町・旧東和町	4級地
県中建設事務所	岩瀬郡、石川郡、三春町、田村市のうち旧大越町・旧都路村・旧常葉町・旧船引町	
県南建設事務所	西白河郡、棚倉町、鮫川村、白河市のうち旧表郷村・旧東村・旧大信村	
会津若松建設事務所	会津若松市、河沼郡、大沼郡	
喜多方建設事務所	喜多方市、耶麻郡	
南会津建設事務所	南会津郡	
相双建設事務所	川内村、葛尾村、飯舘村	

注) 本表の適用は、平成21年7月1日現在の市町村の区域で適用する。

福島県内は4級地のみ該当する。(積雪寒冷地域の範囲は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。)

表3. 3 冬期工事にかかる現場管理費率の補正值早見表

※東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正率(復興係数適用済、小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。

(単位：%)

冬期率	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	0.00	0.01	0.03	0.04	0.06	0.07	0.09	0.10	0.12	0.13
10	0.14	0.16	0.17	0.19	0.20	0.22	0.23	0.24	0.26	0.27
20	0.29	0.30	0.32	0.33	0.35	0.36	0.37	0.39	0.40	0.42
30	0.43	0.45	0.46	0.48	0.49	0.50	0.52	0.53	0.55	0.56
40	0.58	0.59	0.60	0.62	0.63	0.65	0.66	0.68	0.69	0.71
50	0.72	0.73	0.75	0.76	0.78	0.79	0.81	0.82	0.84	0.85
60	0.86	0.88	0.89	0.91	0.92	0.94	0.95	0.96	0.98	0.99
70	1.01	1.02	1.04	1.05	1.07	1.08	1.09	1.11	1.12	1.14
80	1.15	1.17	1.18	1.20	1.21	1.22	1.24	1.25	1.27	1.28
90	1.30	1.31	1.32	1.34	1.35	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43
100	1.44	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(例) 工事日数225日、契約予想工期が8月8日～3月20日までの場合

$$\text{冬期率} = \frac{110\text{日}}{225\text{日}} = 0.49 \quad 0.49 \times 100 = 49\%$$

冬期工事にかかる現場管理費率の補正值は第5行第10列の交点から0.71%と読む。

港湾・漁港工事、海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)及び港湾・漁港構造物工事・海岸工事の場合

上表と同じ

空港用地造成工事、空港舗装工事及び空港維持工事の場合

上表と同じ

2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

(イ) 表3.4の適用条件に該当する場合、別表第2(第1表～第4表)の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

また、表3.5に該当する場合、別表第2(第6表～第10表)の現場管理費率に補正值を加算するものとする。

表3.4 地域補正の適用(土木)

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地(DID補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地(DID補正) (1)-2	電線共同溝工事、 道路維持工事、 舗装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、 道路維持工事、 舗装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事、 道路維持工事、 舗装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

表3.5 地域補正の適用(港湾・漁港・空港)

施工地域・工事場所区分		補正值(%)
重要港湾・市街地に係る漁港		1.20
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	
	a. 地方港湾その他の漁港	1.20
	b. 空港	1.20
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済

(復興係数適用済、小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。

(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地：施工地域が人口集中地区（D I D 地区）をいう。

D I D 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。

重要港湾：小名浜港、相馬港

地方港湾：江名港、中之作港、久之浜港、翁島港、湖南港

2. 施工場所区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通等の影響を受ける場合

②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上の場合の取扱い

工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きい方を適用する。

3) その他

イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)及び2)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

なお、東日本大震災に伴う復興係数については、「第I編第2章④東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」によるものとする。

ロ) 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。

(4) 支給品の取扱い

1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。

1) 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。

2) 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似価格とする。

3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は、積算の対象となる純工事費には含めない。

(6) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- 1) 処分費(再資源化施設の受入費を含む)
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。

なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。

2. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。

3. 「処分費」には、運搬費、産業廃棄物税相当額は含まない。

(7) 現場管理費の計算

- 1) 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算

現場管理費=対象純工事費×{(現場管理費率×補正係数(3(3)2))+補正值(3(3)1))}

または、

現場管理費=対象純工事費×(現場管理費率+補正值(3(3)1))+補正值(3(3)2))

対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸与機械等評価額

ただし、現場管理費率は、別表第2(第1表～第10表)による。

補正係数は、(3)2)施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

補正值は、(3)1)施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)2)施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率Jの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(8) 冬期歩掛補正基準

- 1) 冬期屋外工事の歩掛補正は、工期が11月1日以降に始まり、当該年度の3月31日までにある工事で、かつ12月1日から3月31日までの期間が全工期の2分の1を超える工事について補正の対象とする。

ただし、下記工種については適用しないものとする。

 - イ. 主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、その他屋内作業と認められる工事、または、冬期施工が前提となっている非補正工事と補正対象屋外工事とを混合して発注する場合は、主体工事が屋外工事となる場合を除き補正しないものとする。
 - ロ. 除雪、排雪、コンクリート防寒養生、その他屋外作業であっても、冬期条件下で施工することが前提となっている工事。
- 2) 歩掛補正は、屋外労務作業に従事する作業員を対象に行うものとし、冬期の特殊条件に対し必要となる保温養生費、除排雪費等は、本補正とは別途に必要額を積算するものとする。

なお、機械作業については、運転手の労務費についてのみ補正するものとする。
- 3) 歩掛の補正は、表3.2地域区分一覧表の4級地に対して期間別に次表の冬期補正率により行うものとする。

工期末 工期始	冬期補正率(%)				
	11月	12月	1月	2月	3月
11月	0	0	2	2	2
12月	—	2	3	3	2
1月	—	—	4	4	2
2月	—	—	—	3	2
3月	—	—	—	—	0

- 4) 設計変更等により工期に伸縮を生じる場合の補正率は、原則として当初設計の補正率によるものとする。ただし、繰り越しにより工期に延伸が生じて、施工工期が4月以降となった場合は3月31日迄の出来高に対して補正するものとし、施工時期が3月31日を超える出来高分については、補正しないこととする。

なお、補正することが著しく不適当な場合については、この限りではない。
- 5) 橋梁工事等における製作・架設が一体となった工事で、架設が主体工事となる場合には、架設のみを対象として歩掛補正をするものとする。
- 6) 主体工事が屋外作業で歩掛補正の対象となる工事と屋内作業が混在する場合にあっては、歩掛け補正の対象期間は屋外作業の開始から屋外作業の終了日までとする。
- 7) 歩掛けの補正は、労務費に対して補正するものとし、次式により冬期補正設計労務単価を算出し、積算するものとする。

冬期補正設計労務単価＝基本設計労務単価×(1+冬期補正率)

冬期補正設計労務単価は、1の位を四捨五入し10円単位とする。
- 8) 冬期屋外工事の歩掛け補正については、国庫債務負担工事及び発注前に翌債手続きを終了し、発注時点より工期が翌年度に繰り越す工事には適用しないものとする。

別表第2

現 場 管 理 費 率

第1表

工種区分 対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超えるもの		10億円を超えるもの 率 とする	
	下記の 率 とする	(9)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による			
		A	b		
河川工事	52.12	1532.04	-0.2145	17.98	
河川・道路構造物工事	51.05	549.84	-0.1508	24.16	
海岸工事	33.35	136.68	-0.0895	21.38	
道路改良工事	40.43	104.40	-0.0602	29.99	
鋼橋架設工事	57.89	363.72	-0.1166	32.46	
P C 橋工事	36.94	145.08	-0.0868	24.01	
舗装工事	48.46	802.44	-0.1781	20.03	
砂防・地すべり等工事	54.90	1644.72	-0.2157	18.83	
公園工事	51.16	464.76	-0.1400	25.54	
電線共同溝工事	72.43	2890.56	-0.2339	22.69	
情報ボックス工事	64.85	2030.40	-0.2185	21.94	

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第2表

工種区分 対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超えるもの		3億円を超えるもの 率 とする	
	下記の 率 とする	(9)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による			
		A	b		
橋梁保全工事	77.96	1948.44	-0.2042	36.19	

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第3表

工種区分 対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超えるもの		1億円を超えるもの 率 とする	
	下記の 率 とする	(9)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による			
		A	b		
道路維持工事	72.00	757.44	-0.1622	38.17	
河川維持工事	50.54	206.76	-0.0971	34.57	

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第4表

工種区分 対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超えるもの		20億円を超えるもの 率 とする	
	下記の 率 とする	(9)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による			
		A	b		
共同溝工事	(1)	60.01	476.88	-0.1286	
	(2)	46.00	143.52	-0.0706	
トンネル工事		53.96	264.00	-0.0985	
下水道工事	(1)	41.47	67.92	-0.0306	
	(2)	45.35	275.76	-0.1120	
	(3)	38.93	63.24	-0.0301	

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第5表

工種区分 適用区分	対象額	3億円 以下	3億円を超える50億円以下	50億円を超えるもの
	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
	A	b		
コンクリートダム	27.50	399.60	-0.1370	18.71
フィルダム	40.27	221.76	-0.0874	31.49

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第6表

工種区分 適用区分	対象額	700万円 以下	700万円を超える20億円以下	20億円を超えるもの	
	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	
	A	b			
港湾・漁港工事	28.32	118.68	-0.0909	16.94	
港工事	構造物工事	29.10	55.80	-0.0413	23.04

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第6-1表

工種区分 適用区分	対象額	700万円 以下	700万円を超える10億円以下	10億円を超えるもの
	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
	A	b		
海岸工事（漁港・港湾に関わる海岸）	33.26	136.32	-0.0895	21.34

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第7表

工種区分 適用区分	対象額	700万円 以下	700万円を超える4億円以下	4億円を超えるもの
	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
	A	b		
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	26.98	116.28	-0.0927	18.54

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第8表

工種区分 適用区分	対象額	500万円 以下	500万円を超えるもの	50億円を 超えるもの
	下記の 率 とする	(9)の算定式により算出された 率とする。ただし、変数値は下 記による		下記の 率 とする
空港用地造成工事		A 41.68	b 163.20 -0.0885	22.61

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第9表

工種区分 適用区分	対象額	500万円 以下	500万円を超えるもの	20億円を 超えるもの
	下記の 率 とする	(9)の算定式により算出された 率とする。ただし、変数値は下 記による		下記の 率 とする
空港舗装工事		A 35.26	b 231.84 -0.1221	16.97

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第10表

工種区分 適用区分	対象額	500万円 以下	500万円を超えるもの	2億円を 超えるもの
	下記の 率 とする	(9)の算定式により算出された 率とする。ただし、変数値は下 記による		下記の 率 とする
空港維持工事		A 72.70	b 626.16 -0.1396	43.44

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

(9) 算 定 式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

ただし、 J_o ：現場管理費率 (%)

N_p ：純工事費 (円)

A, b ：変数値

注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

2. 対象額とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算式による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

③ 現場発生品及び支給品運搬

1. 適用範囲

本資料は、現場発生品・支給品運搬に適用する。

1-1 適用出来る範囲

(1) 防護柵、コンクリート二次製品等の現場発生品又は支給品の積込み、荷卸し及び指定箇所までの運搬

1-2 適用出来ない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

(1) 4t 積車を超える車種を使用する場合

(2) 現場発生品又は支給品以外の積込み、運搬

(3) 自動車専用道路を利用する場合

(4) 「第II編第2章共通工⑯旧橋撤去工」により発生した高欄の運搬の場合

2. 施工パッケージ

2-1 現場発生品・支給品運搬

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

コード番号	SPA 081
-------	---------

表2.1 現場発生品・支給品運搬 積算条件区分一覧

(積算単位：回)

トラック機種	片道運搬距離	1回当たり平均積載質量
クレーン装置付 ベーストラック 2t 級、吊能力 2t (参考) 荷台長 L=3.0m 荷台幅 W=1.6m	(表2.2)	0.1t 以下
		0.1t 超 0.2t 以下
		0.2t 超 0.3t 以下
		0.3t 超 0.5t 以下
		0.5t 超 0.8t 以下
		0.8t 超 1.1t 以下
		1.1t 超 1.5t 以下
		1.5t 超 2.0t 以下
		0.1t 以下
クレーン装置付 ベーストラック 4t 級、吊能力 2.9t (参考) 荷台長 L=3.4m 荷台幅 W=2.0m	(表2.2)	0.1t 超 0.2t 以下
		0.2t 超 0.3t 以下
		0.3t 超 0.5t 以下
		0.5t 超 0.8t 以下
		0.8t 超 1.1t 以下
		1.1t 超 1.5t 以下
		1.5t 超 2.0t 以下
		2.0t 超 2.6t 以下
		2.6t 超 2.95t 以下

(注) 1. 上表は、構造物等撤去に伴う現場発生材や防護柵、コンクリート二次製品等の現場発生品

又は支給品の積込み、指定箇所までの運搬、取卸し等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

2. 運搬費は発生(又は支給)する工種毎に直接工事費として計上する。

表2.2 片道運搬距離

積算条件	区分
片道運搬距離	2.0km 以下
	5.0km 以下
	9.0km 以下
	14.0km 以下
	20.0km 以下
	27.0km 以下
	35.0km 以下
	46.0km 以下
	60.0km 以下

(注) 運搬距離が 60km を超える場合は別途考慮する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表2.3 現場発生品・支給品運搬 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	トラック クレーン装置付 ベーストラック 2t 級、吊能力 2t	
		トラック クレーン装置付 ベーストラック 4t 級、吊能力 2.9t	
	K 2	-	
	K 3	-	
労務	R 1	運転手（特殊）	
	R 2	普通作業員	
	R 3	-	
	R 4	-	
材料	Z 1	軽油 1. 2号 パトロール給油	
	Z 2	-	
	Z 3	-	
	Z 4	-	
市場単価	S	-	

④ 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について

(平成26年2月17日以降に起工する工事から適用)

東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）においては、工事量の増大により資材等が不足していることで、作業効率低下等により間接工事費（共通仮設費および現場管理費）の現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたことから、当面、共通仮設費率（率分）及び現場管理費率を補正し対応する。（東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について（平成26年2月3日付け国技建第3号国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通知））

なお、この土木工事標準積算基準に規定（掲載）している、共通仮設費率（率分）、現場管理費率及び補正值（時期や地域などによる種々の補正值）は、上記の東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正後の値であることに注意すること。

（参考）

工種区分	補正係数	
	共通仮設費率（率分）	現場管理費率
土木工事（下記の工種以外）	1.500	1.200
港湾・漁港工事、海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）及び港湾・漁港構造物工事・海岸工事	1.500	1.200
空港用地造成工事、空港舗装工事及び空港維持工事	1.500	1.200

第3章 一般管理費等及び 消費税等相当額

① 一般管理費等	I - 3 - ① - 1
1 一般管理費の項目及び内容	I - 3 - ① - 1
2 付加利益	I - 3 - ① - 2
3 一般管理費等の算定	I - 3 - ① - 2
4 一般管理費等率の補正	I - 3 - ① - 2
② 消費税等相当額	I - 3 - ② - 1

第3章 一般管理費等及び消費税等相当額

① 一般管理費等

1 一般管理費の項目及び内容

- (1) 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）
- (2) 従業員給料手当
本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
- (3) 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- (4) 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- (5) 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安娛樂、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用
- (6) 修繕維持費
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- (7) 事務用品費
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- (8) 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- (9) 動力、用水光熱費
電力、水道、ガス等の費用
- (10) 調査研究費
技術研究、開発等の費用
- (11) 広告宣伝費
広告、公告、宣伝に要する費用
- (12) 交際費
本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用
- (13) 寄付金
- (14) 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- (15) 減価償却費
建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- (16) 試験研究費償却
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- (17) 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- (18) 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
- (19) 保険料
火災保険及びその他の損害保険料
- (20) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- (21) 雜費
電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

2 付 加 利 益

- (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- (2) 株主配当金
- (3) 役員賞与（損金算入分を除く）
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

3 一般管理費等の算定

一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分 の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

4 一般管理費等率の補正

- (1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の対象外である。
 - 1) 前払金支出割合の相違による取扱い
前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。
 - 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い
前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。
 - (2) 支給品等の取扱い
資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。
 - (3) 自社製品の取扱い（プレテン绗、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について
自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第1 一般管理費等率

- (1) 前払金支出割合が35%を超える場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%

- (2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -5.48972 \times \log(C_p) + 59.4977 \quad (\%)$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率 (%)

C_p ：工事原価（単位円）

(注) 1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分 の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第2 一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表第3

契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正值(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（福島県工事請負契約約款第4条を採用する場合）。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

(注) 1. ケース—3の具体例は以下のとおり。

福島県財務規則第229条関係の規定により契約保証を必要としない工事請負契約である場合

2. 契約保証費を計上する場合は、下記のとおりとする。

- ① 当初契約の積算（当初設計）に計上し、変更設計が生じても契約保証費は変更しない。
- ② 契約保証に係る一般管理費率の補正を行わずに算出した当初設計額（消費税相当額を含む。）が5百円以上の場合に限り計上するものとする。

② 消費税等相当額

消費税等相当額の積算は次のとおりとする。

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

第4章 間接工事費等の調整及び スライド条項が適用となる 場合の運用について

① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について	I - 4 - ① - 1	1 計算方法 I - 4 - ③ - 1
1 隨意契約方式により工事を発注する場合の調整について	I - 4 - ① - 1	2 計算のイメージ I - 4 - ③ - 1
2 共通仮設費の調整計算の方法	I - 4 - ① - 1	④ 工事請負契約約款第26条(スライド条項)の減額となる場合の運用について I - 4 - ④ - 1
3 現場管理費の調整計算の方法	I - 4 - ① - 3	1 適用対象工事 I - 4 - ④ - 1
4 一般管理費等の調整計算の方法	I - 4 - ① - 4	2 スライド額の算定 I - 4 - ④ - 1
② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について	I - 4 - ② - 1	3 残工事量の算定 I - 4 - ④ - 1
1 現場管理費の調整計算の一般式	I - 4 - ② - 1	4 物価指数等 I - 4 - ④ - 2
2 一般管理費等の調整計算の一般式	I - 4 - ② - 1	5 変更契約の時期 I - 4 - ④ - 2
3 設計変更について	I - 4 - ② - 1	6 スライド額の説明 I - 4 - ④ - 2
4 共通仮設費	I - 4 - ② - 1	⑤ 工事請負契約約款第26条第5項(単品スライド条項)の運用について I - 4 - ⑤ - 1
③ 隨意契約工事における間接工事費等の調整をする場合の「処分費等」の取扱いについて	I - 4 - ③ - 1	1 主要な工事材料 I - 4 - ⑤ - 1
		2 スライド額の算定 I - 4 - ⑤ - 1
		3 價格変動後における単価の算定方法 I - 4 - ⑤ - 2
		4 対象数量の算出方法 I - 4 - ⑤ - 2
		5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認 I - 4 - ⑤ - 2
		6 部分払時の取扱 I - 4 - ⑤ - 3
		7 部分引渡し I - 4 - ⑤ - 3
		8 請負代金額の変更手続 I - 4 - ⑤ - 3

ド間接工事費等の調整及び
スライド条項が適用となる場合の運用

9	全体スライドを行う場合の特則	I - 4 - ⑤ - 3
⑥	工事請負契約款第26条第5項(単品スライド条項)の運用の拡充について	I - 4 - ⑥ - 1
1	対象材料の拡充	I - 4 - ⑥ - 1
⑦	請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約款第26条第5項(単品スライド条項)の運用について	I - 4 - ⑦ - 1

第4章 間接工事費等の調整及びスライド条項が適用となる場合の運用について

① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

1 隨意契約方式により工事を発注する場合の調整について

随意契約方式により工事を発注する場合の調整については次のとおりとする。なお、土木工事標準積算基準〔III〕第VII編第1章③についても確認すること。

(1) 調整対象となる工事

- 1) 現工事の施工業者を契約の相手方と決定して随意契約方式にて発注する工事（単独随意契約にて発注する工事）とする。

ただし、上記に該当しない場合でも仮設物（指定仮設物及び当該現場で積算工法上必然的に仮設せざるをえない仮設物）が共用できる場合は、その部分のみについて調整する。

- 2) 繰越、国債又は県債工事の取扱い

現工事が繰越、国債又は県債で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。

- (2) 調整の対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。

- (3) 前記（1）に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。

- 1) 異種の工事とは下表のA～Hに区分される工事種別の異なる工事をいう。

工事種別	福島県建設工事等請負有資格業者名簿による種別
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、しゅんせつ工事、舗装工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	P・C橋上部工事
D	電気設備工事、通信設備工事
E	塗装工事
F	造園工事
G	さく井工事、消雪工事
H	上・下水道工事

- 2) 積算体系が同一（一般管理費等率が同じもの）の異種の工事は次により調整する。

(イ) 仮設物の調整については、前記（1）1) のただし書きを準用する。

(ロ) 現場管理費については調整しない。

(ハ) 一般管理費等については調整する。

- 3) 積算体系が異なる異種の工事は調整しない。（仮設物が共用できる場合はその部分のみ調整する。）

2 共通仮設費の調整計算の方法

(1) 積上げ計算部分

1) 運搬費

実態に合わせ調整する。

2) 事業損失防止施設費

実態に合わせ調整する。

3) 安全費

実態に合わせ調整する。

4) 技術管理費

実態に合わせ調整する。

5) 営繕費

実態に合わせ調整する。

6) その他の共通仮設費

実態に合わせ調整する。

(2) 率計算部分

1) 工種の適用

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は現工事と追加工事の共通仮設費対象額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

(3) 調整計算の方法

現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

調整の一般式は次のとおりとする。

1) 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A \leq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A : 当該追加工事の共通仮設費

B : 現工事の共通仮設費対象額

D : 合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$: Dに相当する主たる工種の共通仮設費率

$\gamma 2$: Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

2) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整計算も同様である。

$$A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A : 当該追加工事の共通仮設費

B : 現工事の対象額

C : 当該追加工事の対象額

D : 合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$: Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率 (%)

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$: Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$

S r ① : (B + C) に相当する主たる工種の補正係数

S r ② : Bに相当する現工事の工種の補正係数

S r ③ : Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$: Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率 (%)

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ②$: Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

(4) 現場環境改善等費（仮設関係、安全関係、營繕関係）

1) 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

2) 調整計算の方法（率計算部分）

(イ) 現工事及び追加工事とも現場環境改善等費の場合

$$A \leq D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$$

A : 当該追加工事の現場環境改善等費

B : 現工事の対象額

D : 合算工事の対象額

$\gamma 1$: Dに相当する現場環境改善等費率

$\gamma 2$: Bに相当する現工事の現場環境改善等費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善等費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

(ロ) 追加工事のみが現場環境改善等費の対象工事の場合

追加工事の単独計算

3 現場管理費の調整計算の方法

(1) 工種の適用

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。

(2) 調整計算の方法

現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。

1) 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A : 当該追加工事の現場管理費

B : 現工事の純工事費

D : 合算工事の対象額

$\beta 1$: Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率

$\beta 2$: Bに相当する現工事の工種の現場管理費率

ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

2) 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

(イ) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合

$$A \leq (D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 1$: 現工事の現場管理費補正率

(ロ) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合

$$A \leq (D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$$

C : 当該追加工事の調整後の純工事費

$\gamma 2$: 当該追加工事の現場管理費補正率

(ハ) 現工事及び当該追加工事に補正がある場合

$$A \leq \{D \times (\beta 1 + \gamma 3)\} - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 3$: Dに相当する現場管理費補正率

B, Cに対する $\gamma 1, \gamma 2$ が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率を $\gamma 3$ とする。

ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

3) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

$$A \leq (D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$$

A : 当該追加工事の現場管理費

B : 現工事の純工事費

C : 当該追加工事の調整後の純工事費

D : 合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$: Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率 (%)

なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$: Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$

S r ① : (B + C) に相当する主たる工種の補正係数

S r ② : B に相当する現工事の工種の補正係数

S r ③ : C に相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta_2 = \beta_2 \cdot S_r ② : B$ に相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率 (%)

なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta_2 : B$ に相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率

$\delta_1 :$ 当該追加工事の現場管理費補正率 (補正率が無い場合は0%とする。)

ただし、前記計算の場合にあって A が負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、A が当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

4 一般管理費等の調整計算の方法

(1) 調整計算の方法

現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A \leq (D \times \alpha_1 \times \delta_1) - B \times \alpha_2 \times \delta_2 + C \times \beta$$

A : 当該追加工事の一般管理費等

B : 現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）

C : 当該追加工事の調整後の工事原価

D : 合算工事の工事原価

$\alpha_1 : D$ に相当する一般管理費等率

$\alpha_2 : B$ に相当する現工事の一般管理費等率

$\beta :$ 当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta_1 :$ 前払金支出割合による補正係数

現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、B と C の加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

$\delta_2 :$ 現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

1 現場管理費の調整計算の一般式

$$A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A : 当該追加工事の現場管理費

B : 現工事の純工事費

D : 合算工事の純工事費

$\beta 1$: Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率

$\beta 2$: Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率

なお、現場管理費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 3 現場管理費の調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。

2 一般管理費等の調整計算の一般式

$$A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A : 当該追加工事の一般管理費等

B : 現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）

C : 当該追加工事の調整後の工事原価

D : 合算工事の工事原価

$\alpha 1$: Dに相当する改正基準による一般管理費等率

$\alpha 2$: Bに相当する改正基準による一般管理費等率

β : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$: 当該追加工事の前払金支出割合による補正係数

$\delta 2$: 現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

3 設計変更について

旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。

4 共通仮設費

共通仮設費の積算にあたっても上記現場管理費の取扱いと同様とする。

③ 隨意契約工事における間接工事費等の調整をする場合の「処分費等」の取扱いについて

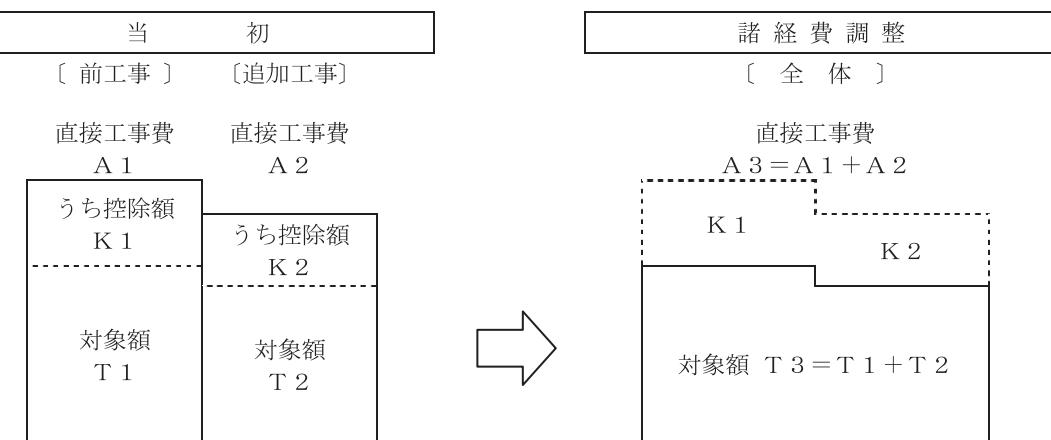
「処分費等」の額が直接工事費に占める割合が3%を超える場合または3千万円を超える場合については、「第一編第2章②間接工事費3. 現場管理費(6)「処分費等」の取扱い」に基づき実施しているが、間接工事費等の調整においては下記のとおりとする。

1 計算方法

全体の各諸経費率は、各設計書（前工事、追加工事等）で算出した諸経費対象額を合計した額を対象額として算出する。

2 計算のイメージ

(図)



④ 工事請負契約約款第 26 条（スライド条項）の減額となる場合の運用について

1 適用対象工事

- (1) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000 分の 30 以上変化していると予想されること。

なお、諸経费率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(諸経费率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらず物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が 1,000 分の 30 以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。)

- (2) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。
(3) 適用対象工事の確認時期は、12 月経過時点、その時点で対象外の場合は、次の 4 月及び 10 月等、労務単価もしくは機械損料改訂時を確認時期とする。
(4) 残工事の工期がスライド基準日から 2 月以上あること。

2 スライド額の算定

- (1) 受注者と協議するためのスライド額は、次の式により算定する。

$$S = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15 / 1,000)] \quad (\text{ただし, } P_1 > P_2)$$

S : スライド額

P₁ : 請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額

P₂ : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P₁ に相当する額

(P = α × Z, α : 落札率, Z : 積算額)

- (2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。
- また、諸経费率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(諸経费率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらずスライド額が 1,000 分の 15 以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。)
- (3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果 1,000 分の 15 以上のスライド額となる場合は、1,000 分の 15 を超える額をスライド額とする。

3 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。
- 1) 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - 2) 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とできる。
 - 3) 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

4 物価指数等

発注者としては、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

5 変更契約の時期

スライドの契約変更は、原則として、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとするが、精算変更時点でも行うことができる。

6 スライド額の説明

スライド額の協議時においては、発注者は積算に用いた各種単価の変動資料や工事費構成書などを活用して、変更内容の説明を行うものとする。

⑤ 工事請負契約約款第 26 条第 5 項（单品スライド条項）の運用について

1 主要な工事材料

(1) 单品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類・コンクリート類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$: 價格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}$: 價格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 3 の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 4 の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

(2) (1) に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の福島県工事請負契約約款第 38 条第 3 項に規定する通知の書面において、6 の規定により、発注者又は受注者は当該部分払の対象となった出来形部分等を单品スライド条項の適用対象とができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

2 スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1 の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) - P \times 1 / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

S : スライド額

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$: 價格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}$: 價格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3 の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4 の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1 に規定する請負代金額

(2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が（1）の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ を下回る場合にあっては、（1）の規定にかかわらず、（1）の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、（1）の $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、（1）の算式によりスライド額を算定する。

(3) (2) の「受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

1) 5 の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が 4 に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。

2) 5 の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が 4 に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

3) 燃料油に該当する各対象材料について、5（3）の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3（1）2)ロの平均価格を乗じて得た金額。

(4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

3 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ p' ）は、次に定めるとおりとする。

1) 鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

2) 燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

ロ 各対象材料のうち、5（3）の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4の対象数量とすることとしたものにあっては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1) 1) 及び2)イに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、福島県工事請負契約款第13条2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

4 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量（D）（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

1) 設計図書（宮繕工事にあっては、数量書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量

2) 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあっては、発注者の設計数量

3) その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不適当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあっては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

(2) 請負代金の部分払をした工事にあっては、6に定めるところにより单品スライド条項の適用対象と/or ことができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認

(1) 受注者が单品スライド条項の適用を請求したときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(2) 受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、单品スライド条項の対象とはしないものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても4の対象数量と/or ことができる。

6 部分払時の取扱

福島県工事請負契約約款第38条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるとときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となつた出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7 部分引渡し

福島県工事請負契約約款第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

8 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が原則2ヶ月以上ある場合に、これを行うこととする。また、防護柵設置工事等の工期が2ヶ月未満の工事に関する単品スライド請求については、工期が限られていることから、速やかに請求を行うこと。工期が2ヶ月未満であっても単品スライド対象外となるものではない。
- (2) (1)に規定する請求があったときは、福島県工事請負契約約款第26条第8項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から7日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9 全体スライドを行う場合の特則

福島県工事請負契約約款第26条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、1 (1) 中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（福島県工事請負契約約款第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2 (1) 中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（福島県工事請負契約約款第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から福島県工事請負契約約款第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。

⑥ 工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用の拡充について

1 対象材料の拡充

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えることを確認するものとする。

⑦ 請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約約款第26条第5項
(単品スライド条項) の運用について

1 ⑤1 (主要な工事材料) 中, (1) を次のとおり読み替える。

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$M_{\text{当初}}$: 価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$: 価格変動後の金額

p : 設計時点における各材料の単価

p' : 3の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価

D : 4の規定に基づき各材料について算定した対象数量

k : 落札率

2 ⑤2 (スライド額の算定) 中, (1), (2) 及び (3) 3) を次のとおり読み替える。

(1) 請負代金の変更額(以下「スライド額」という。)の算定は、1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1 / 100$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

S : スライド額

$M_{\text{当初}}$: 価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$: 価格変動後の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1に規定する請負代金額

(2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額(消費税相当額を含む。)を示して5(1)により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{変更}}$ を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{変更}}$ に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) 3) 燃料油に該当する各対象材料について、5(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3(1)2)の平均価格を乗じて得た金額。

3 ⑤3 (価格変動後における単価の算定方法) 中、(1)を次のとおり読み替えるものとし、(2)については適用しない。

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

1) 鋼材類及びその他対象材料(燃料油を除く。)

施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とする。

2) 燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格)とする。

- 4 ⑤4（対象数量の算出方法）中、（1）3）を次のとおり読み替える。
3) 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油等については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。
- 5 ⑤5（搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認）標題中「受注者への確認」とあるのは「受注者との協議」と、（1）中「受注者が単品スライド条項の適用を請求したとき」とあるのは「発注者が算定したスライド額に対し、受注者が異議を申し立てたとき」と、（2）中「には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする」とあるのは「は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする」と、（3）中「燃料油」とあるのは「燃料油等」と読み替える。
- 6 ⑤8（請負代金額の変更手続）（2）中「請求があった」とあるのは、「請求を行った」と読み替える。
- 7 ⑤9（全体スライドを行う場合の特則）中「鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは、「各材料の単価」と読み替える。

第5章 建設機械運転労務等

① 建設機械運転労務	I - 5 - ① - 1
1 適用職種	I - 5 - ① - 1
2 労務歩掛	I - 5 - ① - 1
② 原動機燃料消費量	I - 5 - ② - 1
1 適用範囲	I - 5 - ② - 1
2 燃料消費量	I - 5 - ② - 1
③ 機械運転単価表	I - 5 - ③ - 1
④ 一般事項	I - 5 - ④ - 1
1 建設機械運転労務	I - 5 - ④ - 1
2 指定事項における運転労務数量について	I - 5 - ④ - 1
3 運転日当り運転時間(T)	I - 5 - ④ - 1
4 運転手を計上する機械	I - 5 - ④ - 1
5 ダム工事及び大型造成工事について	I - 5 - ④ - 2
6 労務単価について	I - 5 - ④ - 2
7 歩掛について	I - 5 - ④ - 2
8 運転手職種別の対象機械	I - 5 - ④ - 2

第5章 建設機械運転労務等

① 建設機械運転労務

1. 適用職種

建設機械の運転・操作にかかる職種区分は、次表のとおりとする。

表1.1 適用職種

職種	適用建設機械
運転手（特殊）	特殊免許、資格等を必要とする建設機械
運転手（一般）	上記以外で、公道を走行する建設機械
特殊作業員	上記以外で、公道を走行できない建設機械

2. 労務歩掛

2-1 運転手の労務歩掛

機械運転1時間当たり労務歩掛は、次式による。

$$\text{歩掛} = \frac{1}{T} (\text{人}/\text{h}) \cdots \cdots \text{式 2.1}$$

(注) 1. Tは運転日当たり運転時間で請負工事機械経費積算要領第4第4項及び同第6の定めによる。

なお、Tは4~7時間について適用するものとし、Tが4時間未満の場合は4を、7時間を超える場合は7を使用する。

2. 運転日当たり運転時間(T)は、小数第2位を四捨五入して小数第1位止めとし、機械運転1時間当たり労務歩掛は、小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。

② 原動機燃料消費量

1. 適用範囲

本資料は、建設工事に使用する建設機械等の燃料消費量の算出に適用する。

2. 燃料消費量

2-1 燃料消費量の算定

燃料消費量の算定は、請負工事機械経費積算要領による建設機械等損料算定表の種類、規格の機関出力と次に示す時間当たり燃料消費率を乗じて求める。

$$\text{時間当たり燃料消費量} = \text{機関出力} \times \text{時間当たり燃料消費率}$$

(注) 1. 時間当たり燃料消費量の数値は、有効数字の第3位を四捨五入し、有効数字2桁とする。

2. 走行用エンジン及び作業用エンジンの双方を有する機械は、双方のエンジン出力を合計した機関出力とする。

3. ディーゼルパイルハンマの燃料消費率は、単位が $(\ell / h - t)$ (t : ラム質量) なので、機関出力に替えてラム質量を乗ずる。

2-2 時間当たり燃料消費率

時間当たり燃料消費率（日常保守点検等に必要な油脂類及び消耗品等を含む）は、次表を標準とする。

表2. 1 運転1時間当り燃料消費率

No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘要
1	ブルドーザ	0.153		
2	リッパ装置付ブルドーザ			
3	小型バックホウ			
4	バックホウ			
5	クラムシェル			
6	クローラローダ (トラクタショベル)			
7	ホイールローダ (トラクタショベル)			
8	バックホウ (クローラ型)	ディーゼル/電気ハイブリッド型	0.128	
9	ダンプトラック	オフロード(建設専用)	0.085	15t以上
10		オンロード	0.043	クレーン装置付を含む
11	トラック		0.075	
12	トレーラ			
13	不整地運搬車	クローラ型	0.134	
14	クローラクレーン		0.076	
15	トラッククレーン	ラチスジブ型・油圧伸縮ジブ型	0.044	オールテレンクレーンを含む
16	ラフテレーンクレーン		0.088	
17	ディーゼルパイルハンマ		7.648 ℓ/h-t	tはラム質量
18	パイプロハンマ	電動式	E 0.305 kWh/kW	
19		油圧式・可変式	0.308	
20	杭打機(ベースマシン)		0.085	
21	杭打ち用ウォータージェット		0.192 E 0.533 kWh/kW	
22	油圧式ハンマ		0.181	
23	油圧式杭圧入引抜機(ジャッキ)		E 0.305 kWh/kW	
24	油圧式杭圧入引抜機		0.145	
25	アースオーガ		E 0.436 kWh/kW	
26	クローラ式アースオーガ			
27	粉体噴射攪拌機	二軸式	E 0.436 kWh/kW	ベースマシン
28		単軸式		
29		改良材供給機		
30	マッドスクリーン		E 0.305 kWh/kW	
31	泥排水処理装置	フィルタプレス式	E 0.560 kWh/kW	
32	グラウトポンプ		E 0.613 kWh/kW	
33	グラウトミキサ			
34	オールケーシング掘削機	1エンジン(クローラ式)	0.181	
35		2エンジン(クローラ式)	0.093	
36		スキッド式	0.104	
37	ポーリングマシン		E 0.305 kWh/kW	
38	ドリルジャンボ	レール式	E 0.415 kWh/kW	
39		クローラ式		
40		ホイール式		
41	自由断面トンネル掘削機		E 0.429 kWh/kW	
42	NATM機器集じん器		E 0.700 kWh/kW	
43	コンクリート吹付機	トンネル工事用	E 0.466 kWh/kW	
44	急結剤供給装置			
45	吹付ロボット			
46	モータグレーダ		0.108	ヒータプレーナ装置型を含む
47	スタビライザ		0.111 E 0.331 kWh/kW	
48	ロードローラ		0.118	
49	タイヤローラ		0.085	
50	振動ローラ(舗装用)	ハンドガイド	0.231	
51	タング及びランマ	搭乗式	0.160	
52	振動コンパクタ		G 0.346	

No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘要
47	コンクリートプラント	E 0.495 kWh/kW		
48	モルタルプラント			
49	ペントナイトミキサ			
50	トラックミキサ		0.059	
51	コンクリートポンプ車		0.078	
52	アスファルトフィニッシャ		0.147	加熱用燃料は含まない
53	ディストリビュータ		0.090	
54	コンクリートスプレッダ	0.122		
55	アグリゲートスプレッダ			
56	コンクリートフィニッシャ			
57	コンクリートトレベラ			
58	フィニッシングスクリード			
59	コンクリートカッタ	G 0.227		
60	アスファルトエンジンスプレーヤ			
61	アスファルトカーバ			
62	路面切削機		0.144	
63	廃材積込機		0.218	
64	路上表層再生機	0.142		
65	路面安全溝切削機(グルーピング機械)			
66	路面ヒータ(路上表層再生機用)		0.160	
67	路面清掃車	0.063		
68	ガードレール清掃車			
69	トンネル清掃車			
70	側溝清掃車		0.052	
71	排水管清掃車	0.044		
72	散水車			
73	高所作業車			
74	ガードレール支柱打込機		0.051	
75	草刈車	路肩カッタ付	0.071	
76	空気圧縮機	定置式 可搬式	0.187	トンネル工事は別途
			E 0.595 kWh/kW	
77	プロア送風機(ファン)		0.156 E 0.681 kWh/kW	軸流ファン「反転軸流式・可変風量型」は除く
78	軸流ファン	反転軸流式・可変風量型	E 0.571 kWh/kW	
79	ポンプ		0.323	
80	小型渦巻ポンプ		G 0.495 E 0.900 kWh/kW	
81	工事用水中モータポンプ(潜水ポンプ)	E 0.584 kWh/kW		
82	サンドポンプ			
83	発動発電機		0.145 G 0.436	
84	ウインチ		0.108 E 0.305 kWh/kW	
85	電気溶接機		0.261 G 0.403	電気使用量はそれぞれの資料による
86	ベルトコンベヤ		0.293 G 0.512 E 0.560 kWh/kW	
87	モルタル吹付機		0.191	
88	作業車		0.038	
89	ライトバン	二輪駆動 四輪駆動	0.047 G 0.047	
90	中小型トラック			
91	マイクロバス		0.064 G 0.071	
92	草刈機	肩掛式 遠隔操縦式 ハンドガイド式	G 0.588	
			0.209	
93	集草機		0.178 G 0.354	
94	動力噴霧機		0.261 G 0.266	

No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘要
95	コンクリートバイブレータ		G 0.347 E 0.540 kWh/kW	
96	照明機	可搬式	0.638	
97	トラクタ	ホイール式	0.120	
98	ポンプ式浚渫船		重油0.381	
99	引船		重油0.252	
100	除雪ドーザ	ホイール	0.153	
101	除雪グレーダ			
102	除雪トラック		0.078	
103	小型除雪機	ハンドガイド	G 0.193 G 0.356	
104	ロータリ除雪車	30~180 kW級 220~440 kW級	0.137 0.114	
105	一車線積込除雪車	ロータリ式	0.089	
106	凍結防止剤散布装置		0.090	
107	凍結防止剤散布車		0.058	
108	レーキドーザ		0.175	
109	トラクタ	クローラ式		
110	スクレーブドーザ			
111	タイヤドーザ			
112	モータスクレーバ			
113	泥上掘削機		0.175	
114	トレンチャ		0.152	
115	ダンプトラック	ガソリン	G 0.071	
116	不整地運搬車	ホイール型	0.160	
117	シャトルカー		E 0.560 kWh/kW	
118	タワークレーン		E 0.101 E 0.305 kWh/kW	
119	ジブクレーン		E 0.305 kWh/kW	
120	二本構リフト	モータワインチ		
121	一本構リフト	モータワインチ		
122	工事用エレベータ			
123	門型クレーン			
124	簡易ケーブルクレーン		0.108	
125	フォークリフト		0.037	
126	クローラ式サンドパイプ打機		0.085 E 0.305 kWh/kW	ベースマシン 装置
127	トラック式アースオーガ		0.053	
128	ラフテレーンクレーン装着式アースオーガ		0.103	
129	アースドリル掘削機		0.093	
130	リバースサーキュレーションドリル		E 0.426 kWh/kW	フロント装置吊上げクレーンは杭打機(ベースマシン)を適用
131	杭打やぐら		E 0.305 kWh/kW	
132	サイクロン		E 0.900 kWh/kW	
133	サクションポンプ			
134	圧送ポンプ			
135	安定液ミキサ		E 0.533 kWh/kW	
136	泥排水処理装置	ベルトプレス式	E 0.871 kWh/kW	
137	汚泥吸排車		0.053	

No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ／kW-h)	摘要
138	ニューマチックケーソン施工機器 (潜函用ショベル)		E 0.600 kW/h/kW	
139	クーリングタワー		E 0.700 kW/h/kW	
140	シールド工事用機器	パワーユニット	E 0.533 kW/h/kW	
141	一次分離機			
142	汚水槽			
143	粘土溶解槽			
144	高分子凝集剤溶解槽			
145	スラリーポンプ			
146	インナバイブレータ	自走式	0.122	
147	コンクリートミキサ		E 0.495 kW/h/kW	
148	コンクリートポンプ		E 0.410 kW/h/kW	
149	法面締固め機		0.167	
150	チップスプレッダ		0.127	
151	アスファルトクッカ		0.164	
152	コンクリート横取り機		0.293	
153	振動目地切機			
154	区画線消去機	ハンドガイド式		
		ペイント・ハンドガイド式	G 0.233	
155	ラインマーカ	溶融・自走式 ペイント・車載式	0.068	
156	溶解槽			
157	排水性舗装機能回復車		0.063	
158	透光性しゃ音壁清掃車			
159	歩道清掃車		0.040	
160	排水管清掃車	CNG	C 0.043m³/kW-h	
161	小型多段遠心ポンプ			
162	真空ポンプ		E 0.900 kW/h/kW	
163	電動ホイスト			
164	チェンブロック(電動式)			
165	土砂排出機			
166	簡易やぐら			
167	両端固定式ケーブルクレーン		E 0.305 kW/h/kW 0.108	
168	ムカデコンベヤ		E 0.560 kW/h/kW	
169	油圧ジャッキ		E 0.533 kW/h/kW	
170	コンクリート吹付機			
171	急結剤供給装置(吹付機用)		E 0.410 kW/h/kW	
172	種子吹付機		0.191	
173	エンジン付ミキサ		G 0.162	
174	工事用高圧洗浄機		E 0.900 kW/h/kW G 0.255	
175	薬剤散布機		G 0.103	
176	エレクタ		E 0.255 kW/h/kW	
177	切断機		E 0.305 kW/h/kW	
178	草結束機		G 0.515	
179	木材破碎機			
180	自走式破碎機			
181	チェンソー		G 0.450ℓ/h	左記は時間当たり燃料消費量である
182	ポンプ浚渫船		E 1.217 kW/h/kW	
183	除雪ドーザ	クローラ	0.166	
184	ロータリ除雪装置		0.141	ロータリ式88kW型 ベースマシン (除雪ドーザ)

(注) G : ガソリン E : 電力 C : 圧縮天然ガス
印のないものは軽油である。

運転日当り電力消費量

表2.2 運転日当り電力消費量

工種名	機械名	電力消費量
トンネル（NATM） 及び 小断面トンネル（NATM）	セメントサイロ 30t	E 8.0 kWh

③ 機械運転単価表

本資料は、各工種に使用する機械のうち、標準的な機種について単価表を示したものであり、各工種の単価表欄の指定に基づき作成する。

1. 各工種の中で特に指定しない場合、次による。

- (1) 労務歩掛は「第 I 編第 5 章①建設機械運転労務」による。
- (2) 主燃料の種類及び数量、油脂類は「第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量」による。

2. 各機種、規格ごとに次の事項を記入する。

- (1) 表題には、機械名を記入する。
- (2) 燃料費の規格欄には、燃料の種類を記入する。
- (3) 機械損料の規格欄には、機械の規格を記入する。

機-1

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (特殊)		人		第 I 編第 5 章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

機-2

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (特殊)		人		第 I 編第 5 章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
損 耗 費		〃	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

機-3

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (特殊)		人		第 I 編第 5 章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料 1 ()		h	1	
機 械 損 料 2 ()		〃	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 機械損料の()内には、機械名を記入する。

機-4

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (特殊) (電 力)		人 kWh		第 I 編第 5 章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

機-5

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (特殊) (電 力)		人 kWh		第 I 編第 5 章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料 1 ()		h	1	
機 械 損 料 2 ()		〃	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 1. 機械損料の()内には、機械名を記入する。

2. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

機-6

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (一般)		人		第 I 編第 5 章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

機-7

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (一般)		人		第 I 編第 5 章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
損 耗 費		〃	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

機-8

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	1	
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		日	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

機-9

運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	1 / T	
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) T : 運転日当り運転時間

機-10

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
高 級 船 員		人		
普 通 船 員		〃		
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		日	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

機-11

運転1時間又は1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
() 船 員		人		
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料				
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) () 内は、船員の種別を記入する。

機-12

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		日	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機-13

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機-14

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
(電 力)		kWh		
機 械 損 料		日	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

2. 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機-15

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
(電 力)		kWh		
機 械 損 料		h	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

2. 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機-16

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機-17

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		施工歩掛による
機 械 損 料		h	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機-18

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (特殊)		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

機-19

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (一般)		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

機-20

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (特殊)		人		
(電 力)		kWh		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料 1 ()		供用日		
機 械 損 料 2 ()		"		
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 1. 機械損料の()内には、機械名を記入する。

2. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

機-21

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (特殊)		人		
(電 力)		kWh		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

機-22

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (一般)		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
損 耗 費		"		
諸 雜 費		式	1	
計				

機-23

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	1	
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

機-24

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は施工歩掛に含まれている。

機-25

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
(電 力)		kWh		
機 械 損 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

2. 運転歩掛は施工歩掛に含まれている。

機-26

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
高 級 船 員		人		
普 通 船 員		〃		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

機-27

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
賃 料		日	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は、賃料に含まれている。

機-28

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (特殊)		人		
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

機-29

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (一般)		人		
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

機-30

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
(電 力)		kWh		
賃 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

2. 運転歩掛は施工歩掛に含まれている。

機-31

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

機-32

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日	1.4	
損 耗 費		"	1.4	
諸 雜 費		式	1	
計				

④ 一般事項

1. 建設機械運転労務

運転手の労務歩掛の考え方

- (1) 運転手は通常雇用的な常用とみなす。
- (2) 1人工は実働8時間とする。

2. 指定事項における運転労務数量について

各工種における当該機械毎の機械運転単価表において、指定事項に運転労務数量が指定されている場合は、これによるものとする。

指定事項において運転労務数量が指定されていない場合は、第I編第5章①建設機械運転労務によるものとする。

3. 運転日当り運転時間(T)

- (1) 作業が標準状態である場合、運転日当り運転時間(T)は建設機械等損料算定表に示す年間標準運転時間、年間標準運転日数等より算出した値を使用する。
ただし、各工種における当該機械毎に運転労務数量が指定されている場合は、これによる。
- (2) 工事の施工に特別な条件がない場合、作業は標準状態とみなす。
- (3) 積上げで求めた運転日当り運転(T)と標準時間(T_o)の差がT_oに対し±20%未満の場合には、標準状態とみなし、標準T_oを使用することができる。
- (4) 設計変更その他不可抗力等により、当初の契約条件を変更するため運転日当り運転時間(T)が著しく変更する場合(±20%以上の場合)は、運転日当り運転時間(T)を変更する。
- (5) 運転日当り運転時間(T)が4時間未満の場合、歩掛はすべてT=4時間で積算し同一運転手による他の機械の運転等を考慮する。又運転日当り運転時間(T)が7時間を超える場合も歩掛はすべてT=7時間で積算し、場合によっては2シフト制を考慮する。
- (6) 運転日当り運転時間(T)は、小数第2位を四捨五入して小数第1位止めとし、機械運転1時間当たり労務歩掛は、小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。

4. 運転手を計上する機械

道路交通法に定める運転免許が必要な建設機械並びにこれと同等の機械(フィニッシャ、アスファルトプラント等)とする。

運転手を計上する条件を運転手(特殊)及び運転手(一般)と分類してその各々の内容を次のとおりとする。

- (1) 運転手(特殊)
重機械(道路交通法第84条に規程する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規程する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転及び操作に熟練を要するもの。)の運転及び操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作及び整備点検、給油脂、清掃等の作業。
- (2) 運転手(一般)
道路交通法第84条に規程する運転免許(大型免許、普通免許等)を有し、主として機械を運転または操作及び整備点検、給油脂、清掃等の作業。
- (3) 特殊作業員としての取扱い
軽機械(道路交通法第84条に規程する運転免許または労働安全衛生法第61条第1項に規程する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とせず、運転及び操作に比較的熟練を要しないもの。)を運転または操作して行う作業。

5. ダム工事及び大型造成工事について

ダム工事及び大型造成工事については、機械付世話役及び助手を別途考慮する。

6. 労務単価について

単価は公共工事設計労務単価による。

- ・世話役の単価について (6. 1)

機械付世話役単価は一般土木世話役の労務単価とする。

- ・助手の単価 (58. 2)

助手の単価は普通作業員の単価とする。

- ・機械工の単価 (58. 2)

機械工の単価は溶接工の単価とする。

7. 歩掛について

(1) 損料との関係

1) 機械の供用日数、運転時間の定義等についてはすべて「請負工事機械経費積算要領」によるものとする。

2) 時間当たり損料 労務歩掛積算要領表（表－1）

8. 運転手職種別の対象機械

運転手職種別の対象機械は、表－2のとおりとする。

表－1 時間当たり損料 労務歩掛積算要領表

施工条件	時間当たり損料(円／h)	労務歩掛け(人／h)	摘要
(1) 稼働状態が標準の場合	損料＝損料表(17)欄 又は(18)欄	$4 \leq T \leq 7$ では T $T < 4$ の場合は $T = 4$ $7 < T$ の場合は $T = 7$ として、標準歩掛けの式 2.1 による。	T は機種により一定 $T = \frac{\text{損料表(4)欄}}{\text{損料表(5)欄}}$
(2) 稼働状態が標準と異なる場合	損料＝損料表(12)欄 + 損料表(14)欄又は(15)欄 / t t : 供用日当たり運転時間 (積上げにて積算) 小数第2位を四捨五入して小数第1位止め	(1)に同じ	$4 \leq T \leq 7$ では損料 T と歩掛け T は一致する。 $T < 4, 7 < T$ では損料 T と歩掛けは一致しない。
(3) 特に作業条件が標準と異なる場合 (ハードワーク等)	損料＝損料表(12)欄 $\times (1 \pm \alpha)$ 損料表 + (14)欄又は(15)欄 / t	(1) (2)に同じ	算定表の割増率を使用
(4) 積雪寒冷地で使用する場合	損料＝損料表(12)欄 + 損料表(14)欄又は(15)欄 $\times \beta$ / t	(1) (2)に同じ	算定表の割増率を使用

表一2 運転労務適用職種一覧

機械名	規格		機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特殊 作業員	摘要
ブルドーザ	1t	—	—	—	○	—	—
	3t以上	—	○	—	—	—	—
	リッパ装置付	—	○	—	—	—	—
レーキドーザ タイヤドーザ	3t級未満	—	—	—	○	—	—
	3t級以上	—	○	—	—	—	—
トラクタ	クローラ	3t級未満	—	—	—	○	—
		3t級以上	—	○	—	—	—
	ホイール	—	3t未満	—	○	—	—
		—	3t以上	○	—	—	—
スクレーブドーザ スクレーバ モータスクレーパ	各種		—	○	—	—	—
バックホウ、クラムシェル ドラグライン	機械式		3t以上	○	—	—	—
	クローラ	山積0.08m ³ 級以下 (平積0.06m ³)	—	—	—	○	—
		山積0.11m ³ 級以上 (平積0.08m ³)	—	○	—	—	—
	ホイール	0.28m ³ 級以上 (平積0.2m ³)	—	○	—	—	—
クローラローダ (トラクタショベル)	山積0.25m ³ 級以下		—	—	—	○	—
	山積0.4m ³ 級以上		—	○	—	—	—
ホイールローダ (トラクタショベル)	山積0.4m ³ 級以下		—	—	○	—	—
	山積0.5m ³ 級以上		—	○	—	—	—
クローラクレーン	1t吊未満		—	—	—	○	—
	1t吊以上		—	○	—	—	—
トラッククレーン ラフテレーンクレーン	1t吊未満		—	—	○	—	—
	1t吊以上		—	○	—	—	—
モータグレーダ	各種		—	○	—	—	—
サンドバイル打機	パイプロ式		—	○	—	—	—
クローラ杭打機	ブーム式		—	○	—	—	—
	直結式		—	○	—	—	—
路面清掃車	ブラシ式フロントリフトダンプ		—	○	—	—	—
	上記以外		—	—	○	—	—
トラック式アースオーガ	各種		—	○	—	—	—
大型ブレーカ	リ		—	○	—	—	バックホウ架装
散水車	リ		—	—	○	—	—
側溝清掃車	リ		—	—	○	—	—
排水管清掃車	リ		—	—	○	—	—
ガードレール清掃車	ブラシ式		—	—	○	—	—
トンネル清掃車	リ		—	—	○	—	—
トラッカ	普通 クレーン装置付1t吊未満		—	—	○	—	—
	クレーン装置付1t吊以上		—	○	—	—	—

機械名	規格	機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特殊作業員	摘要
ダンプトラック	オンロード	—	○			
	オフロード(建設専用)	—	○			
不整地運搬車	積載質量1t未満	—		○		
	積載質量1t以上	—	○			
水陸両用運搬車(泥上車)	各種	—	○			
作業車	各種 (クレーン装置付1t吊以上を除く)	—		○		クレーン装置付1t吊以上の機種 であって、クレーンを使用しない 場合は、運転手(一般)のみ計上
	" (クレーン装置付1t吊以上)	—	○			
高所作業車	作業床高10m未満	—		○		
	作業床高10m以上	—	○			
コンクリートポンプ車	配管式	—	○			
	ブーム式	—	○			
ラインマーク	自走式	—		○		
	車載式	—		○		
ロードローラ	マカダム	—	○			
	タンデム	—	○			
タイヤローラ	各種	—	○			
振動ローラ	自走式2.5~2.8t以下	—			○	
	" 3.0~5.0t以上	—	○			
コンクリートフィニッシャ	3.0~4.5m以上	—	○			
コンクリートスプレッダ	ブレード式・ボックス式	—	○			
コンクリートレベラー	3.0~7.5m	—	○			
アスファルトフィニッシャ	各種	—	○			
アスファルトプラント	"	—	○			
アスファルトディストリビュータ	"	—		○		
アスファルトスプレッダ	自走式・各種	—		○		
スタビライザ	路上混合自走式各種	—	○			
トレンチャ	自走式	3t未満			○	
	"	3t以上	○			
アジテータトラック (トラックミキサ)	各種	—		○		
ヒータープレーナ		—	○			
路面切削機	クローラ式・ホイール式	—	○			
マイクロバス		—		○		
ライトバン		—		○		
ウインチ	5t吊未満	—			○	
	5t吊以上	—	○			
草刈車	大型自走式(履帶式)	—			○	
草刈機	肩掛け式・ハンドガイド式	—			○	

第6章 土木請負工事の特許 使用料の積算

① 土木請負工事の特許使用料の積算について

..... I - 6 - ① - 1

第6章 土木請負工事の特許使用料の積算

① 土木請負工事の特許使用料の積算について

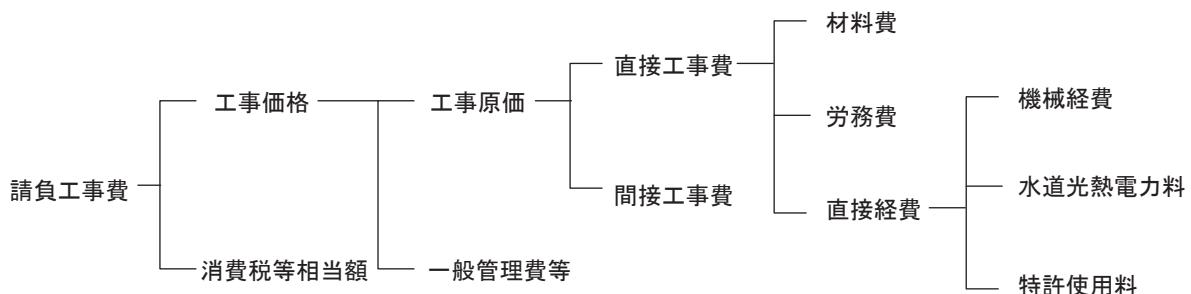
1. 土木請負工事費の積算において必要な特許使用料の算定については次のとおりとする。ただし、これにより難い場合は別途考慮するものとする。

(1) 特許使用料の適用

特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法並びに特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続きのうち、設定登録が完了している場合及び出願を完了し、且つ、設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。

(2) 特許使用料の積算

特許使用料は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。



1) 特許使用料の算出

共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく、民間企業等が有する特許権の持分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許工法に係る全ての特許使用料を計上する。なお、特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので留意されたい。

第7章 時間的制約を受ける 公共土木工事の積算

① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について

..... I - 7 - ① - 1

第7章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算

① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について

1. 公共土木工事において、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

なお、土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕第VII編第1章④についても確認すること。

(1) 時間的制約条件

- 1) 現道の交通量の多い時間帯
- 2) 通勤・通学の時間帯
- 3) 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- 4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等

以上の時間帯を避けた施工を必要とする場合とする。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週〇曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

(2) 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については、4時間/日以上～7.5時間/日以下とする。

なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。

(3) 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

1) 作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする）

作業時間＝拘束時間－1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）

2) 補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

注)「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超える7.5時間/日以下をいう。

「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上～7時間/日以下をいう。

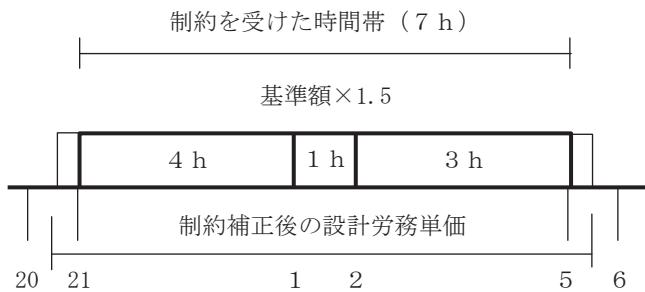
3) 設計労務単価の補正割増し

設計労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

イ) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価
設計労務単価＝公共工事設計労務単価×補正割増し係数

ロ) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を行う場合の設計労務単価（例-1、例-2）
設計労務単価＝〔公共工事設計労務単価+割増し賃金〕×補正割増し係数

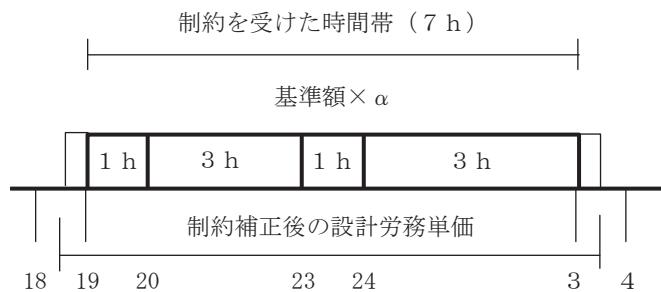
(例-1) 20時～6時の時間帯の中で21時～5時までの時間的制約を受けた場合



$$\begin{aligned}\text{設計労務単価} &= [\text{基準額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準額} \times 1.5 \times 1.14 \\ &= \text{基準額} \times 1.71\end{aligned}$$

ただし、割増し賃金 = 基準額 × 0.5

(例-2) 18時～4時の時間帯の中で19時～3時までの時間的制約を受けた場合



$$\begin{aligned}\text{設計労務単価} &= [\text{基準額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準額} \times 1.428 \times 1.14 \\ &= \text{基準額} \times 1.628\end{aligned}$$

ただし、 $\alpha = \text{割増し率}$
 $= (1h \times 1.0 + 6h \times 1.5) / 7h$
 $= 1.428$

割増し賃金 = 基準額 × 0.428

- ハ) 設計労務単価に他の特殊割増し（積雪寒冷地域での冬期割増し等）を合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意するものとする。
- ニ) 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

(4) 機械損料の補正

時間的制約を受ける工事の積算にあたって、機械損料を補正する場合には「建設機械損料の算定について」（建設省機発第65号）〔昭和55年2月22日付〕により、行うものとする。

(5) 工期の設定

時間的制約を受ける工事の工期設定にあたっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。

第8章

土木請負工事における 現場環境改善費の積算

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

..... I - 8 - ① - 1

第8章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1. 対象となる内容は次のとおりとする。

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、營繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。
なお、工種区分が「港湾・漁港工事」、「海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）」、「港湾・漁港構造物工事・海岸工事」、「空港用地造成工事」、「空港舗装工事」、「空港維持工事」を適用する場合は、本積算の対象外とする。

2. 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。

3. 積算方法

（1） 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot (n/5) \cdot P_i + \alpha$$

ただし K : 現場環境改善費（単位：円、1000円未満切り捨て）

i : 現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

n : 現場環境改善で実施する内容の数（項目数、最大5）

P_i : 対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）+支給品費（共通仮設費対象分）+無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α : 積上げ計上分（単位 円、1000円未満切り捨て）

対象額 : P _i	現場環境改善費率 : i (%)		
	市街地	左記以外	
直接工事費（処分費等を除く） + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$
	5億円を超える場合	$i = 1.73$	$i = 0.71$

ロ. 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、營繕関係、安全関係及び地域連携）につき1内容（いずれか1費目のみ2内容）までの最大5つの内容を計上することができる。

なお、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を適切に選択すること。

ハ. 積上げ計上分（ α ）に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。

ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

ヘ. 近接工事の条件に該当する追加工事を発注する場合で、現場環境改善の費用を計上する場合は、現工事の項目数（n）と同じとすること。

(2) 設計変更について

率に計上されるものについては、必要に応じて実施する内容の数を変更できるものとする。さらに、対象金額 (P_i) の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

[別表-1]

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

第9章 工事における工期の 延期等に伴う增加費 用等の積算

① 工事における工期の延期等に伴う增加費用
等の積算について

- I - 9 - ① - 1
1 増加費用等の考え方 I - 9 - ① - 1
2 増加費用等の算定 I - 9 - ① - 1

第9章 工事における工期の延期等に伴う増加費用等の積算

① 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について

福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第20条第3項に基づく一時中止、第22条第2項に基づく工期延長（以下「工期延長等」という。）及び第23条第2項に基づく工期短縮に伴う増加費用の積算は、次のとおりとする。

1. 増加費用等の考え方

1-1 増加費用の適用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

1-2 増加費用の範囲

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

(1) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

(2) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

(3) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

(4) 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

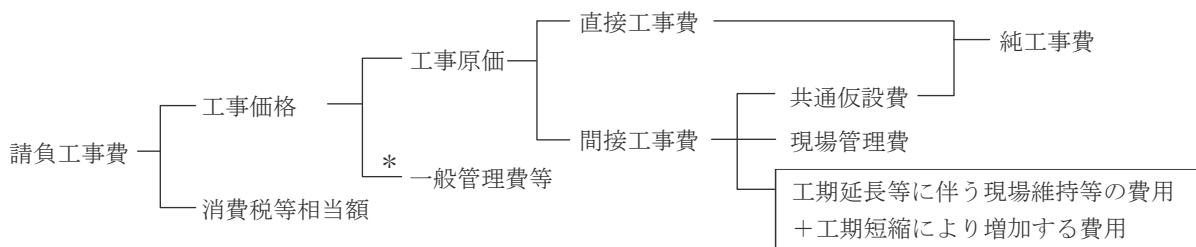
(5) 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

2. 増加費用等の算定

2-1 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



* 工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

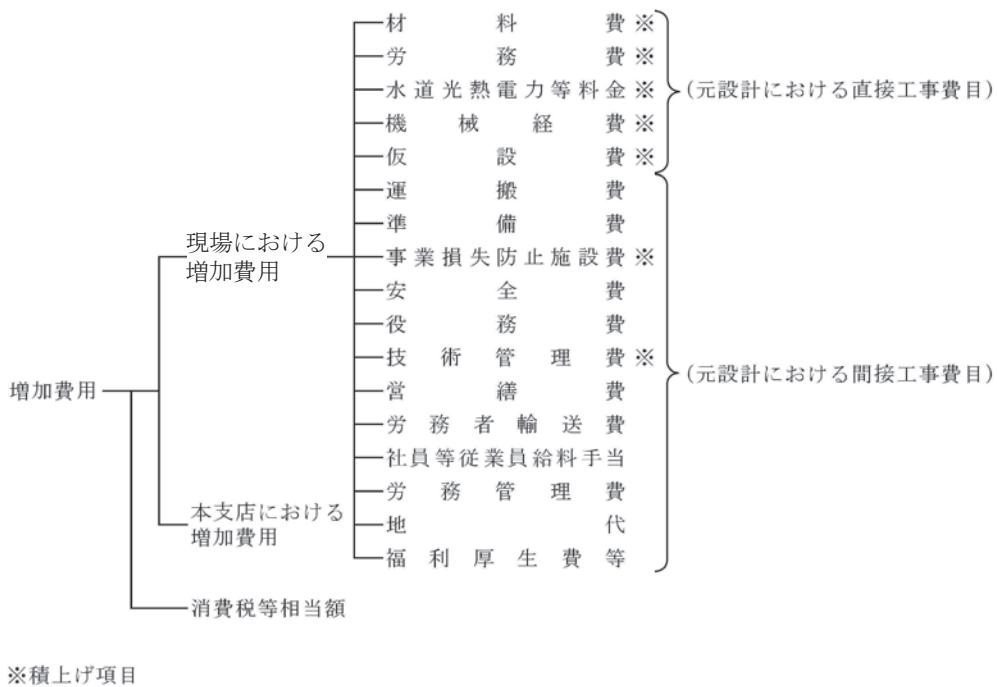
(注) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期延長等の期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合等は、別途考慮すること。

2-2 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用

(1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。

1) 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

i) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したもの）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）

b 発注者が工事現場の維持等のために必要があると認めて指示した機械の運搬費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 工期延長等の要因発生時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

ii) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

iii) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に掛かる消費税に相当する費用

(2) 算定方法

工期延長等に伴う現場維持に要する費用の算定は、下記の式により算出する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G : 工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

dg : 工期延長等に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）

（前記2-2(1)のうち積上げ項目以外の項目）

J : 対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 1,000円未満切り捨て）

α : 積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

（前記2-2(1)のうち積上げ項目）

コード番号 S 9801

1) 工期延長等に伴い増加する現場経费率

$$dg = [A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\}] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

dg : 工期延長等に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）

（前記2-2(1)のうち積上げ項目以外の項目）

J : 対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 1,000円未満切り捨て）

N : 工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数。

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A, B, a, b : 各工種毎に決まる係数（別表-1）

別表-1

工種区分	係数A				係数B				係数a	係数b
	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)		
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	453.5	452.4	452.4	-0.2019	-0.2004	-0.2012	-0.2012	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	550.7	561.8	561.8	-0.2306	-0.2255	-0.2280	-0.2280	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	87.2	87.0	87.0	-0.0714	-0.0698	-0.0706	-0.0706	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	5307.1	5271.4	5307.1	-0.3805	-0.3796	-0.3801	-0.3796	8.9850	0.2036
P C 橋工事	1238.0	1436.8	1399.1	1399.1	-0.2884	-0.2907	-0.2895	-0.2895	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	3979.5	3855.9	4318.8	-0.3455	-0.3485	-0.3470	-0.3483	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1162.5	1087.6	1254.4	-0.2725	-0.2807	-0.2767	-0.2801	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	247.5	241.0	241.0	-0.1455	-0.1480	-0.1468	-0.1468	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	363.9	354.7	354.7	-0.1833	-0.1852	-0.1843	-0.1843	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	1331.2	1253.2	1253.2	-0.2619	-0.2685	-0.2652	-0.2652	0.1118	0.4194
砂防・地すべり等工事	275.1	288.4	295.3	295.3	-0.1797	-0.1738	-0.1767	-0.1767	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	333.4	333.6	363.7	-0.1653	-0.1634	-0.1643	-0.1636	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	697.2	697.9	697.9	-0.2406	-0.2391	-0.2399	-0.2399	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	119.9	116.7	116.7	-0.0941	-0.0966	-0.0954	-0.0954	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	306.7	308.7	308.7	-0.1811	-0.1781	-0.1796	-0.1796	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	422.5	412.8	412.8	-0.1891	-0.1916	-0.1904	-0.1904	2.7078	0.2589
公園工事	643.6	715.1	711.5	711.5	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	84.6	99.0	96.0	96.0	-0.0617	-0.0644	-0.0630	-0.0630	0.2288	0.3812
フィルダム工事	91.3	105.4	102.9	102.9	-0.0673	-0.0693	-0.0683	-0.0683	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	266.2	293.4	293.1	320.0	-0.1540	-0.1518	-0.1529	-0.1520	0.0035	0.6165
情報ボックス工事	1338.5	1523.7	1498.7	1498.7	-0.2880	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

(注) 係数A・Bの区分の施工地域区分は、「第I編第2章②間接工事費3現場管理費」によるものとする。

工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b
	重要港湾 市街地に係る漁港	地方港湾 その他の漁港 (一般交通等の影響あり)	地方港湾 その他の漁港 (一般交通等の影響なし)			
港湾・漁港工事	109.5	105.5	99.9	-0.0709	0.7347	0.2713
構造物工事	202.4	195.8	185.3	-0.0311	0.5764	0.2992
海岸工事 (港湾・漁港に係る海岸)	115.2	111.4	105.5	-0.1120	1.6285	0.2498

工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b			
	市街地 (DID地区 ・準ずる地区)	地方部							
		交通影響なし	交通影響あり						
空港用地造成工事	99.0	90.6	95.7	-0.1127	0.2315	0.3539			
空港舗装工事	210.4	192.6	203.5	-0.1620	0.1342	0.3663			

第10章 施工箇所が点在する工事の積算

- ① 施工箇所が点在する工事の積算について
 - I - 10 - ① - 1
 - 1 対象工事 I - 10 - ① - 1
 - 2 工事箇所の設定方法及び積算方法
 - I - 10 - ① - 1
 - 3 設計変更について I - 10 - ① - 2

第10章 施工箇所が点在する工事の積算

① 施工箇所が点在する工事の積算について

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際かかる費用に乖離があるため、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する積算とする。

1. 対象工事

施工箇所が複数あり、施工箇所が、100m程度を超えて点在する工事を対象とする。

なお、通常維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事は除く。

ただし、これによりがたい場合は個別に考慮できる。

2. 工事箇所の設定方法及び積算方法

- (1) 施工規模の大きい箇所を「親設計書」とし、その他の施工箇所を「子設計書」と分類する。
- (2) 主たる工種区分は、工事全体で判断する。(施工箇所毎に主たる工種区分を設定しない。)
- (3) 直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所毎の数量から選択する。
- (4) 労務費、材料費等単価の地区設定は、施工箇所毎に設定する。
- (5) 共通仮設費及び現場管理費については、施工箇所毎に算出した合計額とする。
- (6) 共通仮設費率及び現場環境改善費率、現場管理費率の補正については、施工箇所毎に設定する。積上げ項目のうち、施工箇所毎に分割できない場合は、直接工事費の最も大きい施工箇所に計上する。
- (7) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算（以下、「通常の積算」）と同様とする。

なお、一般管理費算出時の、共通仮設費率及び現場管理費率にかかる、施工地域を考慮した補正是、親設計書で設定した係数によるものとする。

- (8) 業務委託料は、親設計書に計上する。

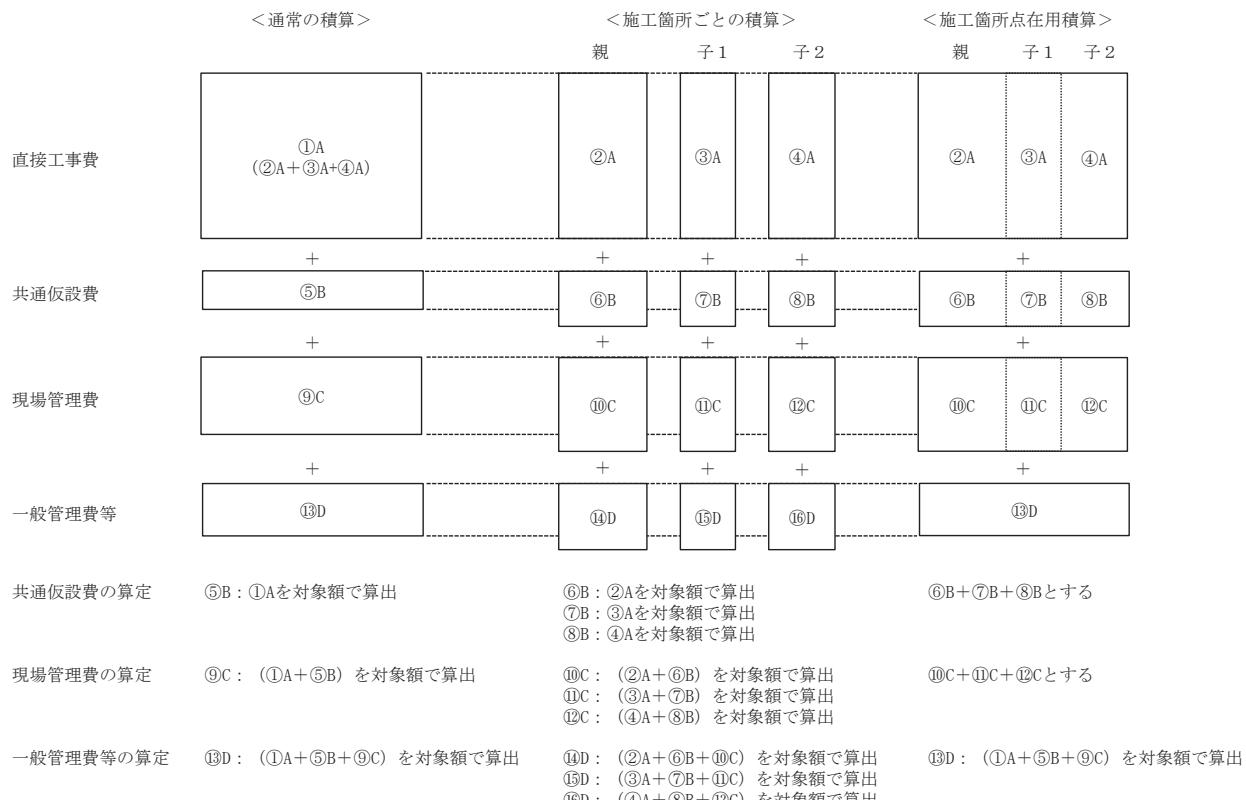


図2.1 施工箇所が点在する場合の積算イメージ

※積算のイメージ

従 来 : (A市直接工事費 + B市直接工事費 + C町直接工事費) ×間接費率

本運用 : (A地区 (施工箇所 a) 直接工事費 ×間接費率)

+ (B地区 (施工箇所 b) 直接工事費 ×間接費率)

+ (C地区 (施工箇所 c) 直接工事費 ×間接費率)

※一般管理費等は通常どおり

3. 設計変更について

- (1) 親設計書および子設計書それぞれに対して、変更作業を行う。
- (2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。
- (3) 一般管理費等については、通常の積算と同様とする。

第11章 1日未満で完了する 作業の積算

① 1日未満で完了する作業の積算 I - 11 - ① - 1
1 適用条件 I - 11 - ① - 1
2 適用範囲 I - 11 - ① - 1
3 判定方法 I - 11 - ① - 8
4 積算方法 I - 11 - ① - 8
5 参考資料 I - 11 - ① - 9

第11章 1日未満で完了する作業の積算

① 1日未満で完了する作業の積算

1. 適用条件

本基準は、変更積算にのみ適用する。

施工実施にあたり、1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められる場合に本基準を用いて積算するものとする。

本基準の採用にあたっては、契約期間内に受注者から当該積算の適用についての請求があった場合に、受発注者間の協議において、作業内容が当該積算基準に該当すると認められる場合に適用する。

同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、当該積算は適用しない。

2. 適用範囲

1日未満で完了する作業の積算は、表に記載の施工パッケージを使用して積算する工事に限って適用するものとする。

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当たり 標準作業量	摘要
第II編 共通工 第1章 土工	床掘工	床掘り	m3	32	・床掘りは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。
		舗装版破碎積込 (小規模土工)	m2	23	
	埋戻工	埋戻し	m3	40	・埋戻しは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。
		タンパ締固め	m3	36	・埋戻し、タンパ締固めに係る作業を一連の作業として判定する。
第2章 共通工	法面整形工	法面整形	m2	I-12-③による	
	基礎・裏込 碎石工	基礎碎石	m2	155	・基礎碎石、裏込碎石に係る作業を一連の作業として判定する。
		裏込碎石	m3	38	
	排水構造物 工	ヒューム管（B形管）	m	I-12-③による	・ヒューム管（B形管）、ボックスカルバート、暗渠排水管、フィルター材、管（函）渠型側溝、プレキャスト集水枠
		ボックスカルバート	m	I-12-③による	鉄筋コンクリート台付管、プレキャストL型側溝（製品長0.6m/個）、プレキャストマンホール、PC管、コルゲートパイプ、コルゲートフリュームに係る作業を一連の作業として判定する。
		暗渠排水管	m	I-12-③による	
		フィルター材	m3	36	
		管（函）渠型側溝	m	I-12-③による	
		プレキャスト集水枠	基	I-12-③による	
		プレキャスト集水枠 (材料費)	基	-	
	鉄筋コンクリート台 付管		m	I-12-③による	

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第2章 共通工	排水構造物工	プレキャストL型側溝 (製品長0.6m/個)	m	L型側溝単体:33 L型側溝+基礎碎石:29	
		プレキャストマンホール	基	2,000kg/基以下:4 2,000kg/基を超え 4,000kg/基以下:3	
		PC管	m	I-12-③による	
		コルゲートパイプ	m	I-12-③による	
		コルゲートフリューム	m	I-12-③による	
	構造物とりこわし工	石積取壊し(人力)	m2	I-12-③による	・石積取壊し(人力),コンクリートはつり,積込(コンクリート殻)に係る作業を一連の作業として判定する。
		コンクリートはつり	m2	3cm以下:21 3cmを超え 6cm以下:13	
		積込(コンクリート殻)	m3	260	
		殻運搬	m3	I-12-③による	
第3章 基礎工	コンクリート工(深礎工)	コンクリート打設(深礎工)	m3	I-12-③による	
第4章 コンクリート工	コンクリート工	コンクリート	m3	I-12-③による	・コンクリート,モルタル練に係る作業を一連の作業として判定する。
		モルタル練	m3	I-12-③による	
	型枠工	型枠	m2	I-12-③による	・型枠,化粧型枠に係る作業を一連の作業として判定する。
		化粧型枠	m2	-	
		化粧型枠(材料費)	m2	-	
		撤去しない埋設型枠(材料費)	m2	-	
第Ⅲ編 河川 第2章 河川維持工	堤防除草工	除草	m2	I-12-③による	・除草,集草,梱包,積込・荷卸,運搬(堤防除草),除草,集草(人力),梱包,積込・荷卸(総合),除草,集草(機械),梱包,積込・荷卸(総合)に係る作業を一連の作業として判定する。
		集草	m2	I-12-③による	
		梱包	m2	12,500	
		積込・荷卸	m2	I-12-③による	
		運搬(堤防除草)	m2	I-12-③による	
		除草,集草(人力),梱包,積込・荷卸(総合)	m2	I-12-③による	
		除草,集草(機械),梱包,積込・荷卸(総合)	m2	I-12-③による	
	堤防天端補修工	不陸整正・締固め	m2	不陸整正・補修材敷均し・締固め:690 不陸整正・締固め:1,340	
		拔根	m2	I-12-③による	
	施肥		m2	13,600	・拔根,施肥に係る作業を一連の作業として判定する。

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第2章 河川維持工	伐木除根工	伐木・伐竹（伐木除根）	m2	I-12-③による	・伐木・伐竹（伐木除根）、除根（伐木除根）、整地（伐木除根）、集積（人力施工）（伐木除根）、積込（人力施工）（伐木除根）、運搬（伐木除根）、伐木・伐竹（複合）に係る作業を一連の作業として判定する。
		除根（伐木除根）	m2	1,160	
		整地（伐木除根）	m2	880	
		集積積込み（機械施工）（伐木除根）	m2	除根有：720 除根無：940	
		集積（人力施工）（伐木除根）	m2	1,180	
		積込（人力施工）（伐木除根）	m2	21,300	
		運搬（伐木除根）	m2	I-12-③による	
		伐木・伐竹（複合）	m2	I-12-③による	
塵芥処理工	散在塵芥収集	m2	I-12-③による	・散在塵芥収集、堆積塵芥収集（機械処理）、堆積塵芥収集（人力処理）に係る作業を一連の作業として判定する。	
	堆積塵芥収集（機械処理）	m3	I-12-③による		
	堆積塵芥収集（人力処理）	m3	I-12-③による		
機械土工 (河床等掘削)	河床等掘削	m3	147		
	軟弱土等運搬	m3	I-12-③による		
巨石積（張）工	巨石張（練）	m2	25	・巨石張（練）、巨石張（空）、巨石積（練）に係る作業を一連の作業として判定する。	
	巨石張（空）	m2	27		
	巨石積（練）	m2	30		
	巨石（材料費）	m2	-		
	巨石採取	個	38		
木杭打工	木杭打	本	58		
護岸基礎 ブロック工	プレキャスト基礎	m	I-12-③による	・プレキャスト基礎、中詰コンクリート打設に係る作業を一連の作業として判定する。	
	プレキャスト基礎（材料費）	m	-		
	中詰コンクリート（材料費）	m	-		
	中詰コンクリート打設	m3	17		
かごマット工 (スロープ型)	かごマット設置（スロープ型）	m2	I-12-③による		
野芝種子 吹付工	野芝種子吹付	m2	1,429	・野芝種子吹付、被覆シート張、養生（散水養生）に係る作業を一連の作業として判定する。	
	被覆シート張	m2	1,429		
	養生（散水養生）	m2	1,667		
袋詰玉石工	袋詰玉石	袋	I-12-③による		
笠コンクリートブロック据付工	笠コンクリートブロック	m	I-12-③による		
	笠コンクリートブロック（材料費）	m	-		
グラウトホール工	グラウトホール	組	5		
	グラウト管（材料費）	組	-		
光ケーブル配管工	掘削（光ケーブル配管）	m3	28	・配管設置（埋設部）、配管設置（露出部）、ハンドホールに係る作業を一連の作業として判定する。	
	埋戻し・締固め	m3	13		
	敷砂、保護砂（材料費）	m3	-		
	配管設置（埋設部）	m	96		
	配管設置（露出部）	m	121		

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第2章 河川維持工	光ケーブル配管工	配管支持金具（材料費）	個	-	
		プルボックス（材料費）	個	-	
		可とう電線管（材料費）	m	-	
		伸縮継手（材料費）	個	-	
		ノーマルベンド（材料費）	個	-	
		ハンドホール	個	1	
第IV編 道路 第1章 舗装工	路盤工	不陸整正	m2	1,510	<ul style="list-style-type: none"> 不陸整正、下層路盤（車道・路肩部）、上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「粒度調整砕石」に限る。）に係る作業を一連の作業として判定する。 ※上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「瀝青安定処理」に限る。）については、アスファルト舗装工の適用による。
		下層路盤（車道・路肩部）	m2	940	
		上層路盤（車道・路肩部）	m2	I-12-③による	
		下層路盤（歩道部）	m2	268	
		上層路盤（歩道部）	m2	268	
	アスファルト舗装工	基層（車道・路肩部）	m2	I-12-③による	
		中間層（車道・路肩部）	m2	I-12-③による	
		表層（車道・路肩部）	m2	I-12-③による	
		基層（歩道部）	m2	I-12-③による	
		中間層（歩道部）	m2	I-12-③による	
		表層（歩道部）	m2	I-12-③による	
		アスカーブ	m	260	
第2章 付属施設	立入り防止柵工	基礎ブロック、鋼管基礎	基	I-12-③による	<ul style="list-style-type: none"> 基礎ブロック、鋼管基礎、金網・支柱（立入防止柵）、支柱（立入防止柵）、門扉に係る作業を一連の作業として判定する。
		金網・支柱（立入防止柵）	m	I-12-③による	
		金網・支柱（立入防止柵）（材料費）	m	-	
		支柱（立入防止柵）	本	I-12-③による	
		支柱（立入防止柵）（材料費）	本	-	
		門扉	基	I-12-③による	
		門扉（材料費）	基	-	

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第2章 付属 施設	車止めポスト 設置工	車止めポスト	本	5	
	道路付属物 設置工	距離標	枚	I-12-③による	
第3章 道路 維持 修繕工	路面切削工	路面切削	m2	I-12-③による	
		殻運搬（路面切削）	m3	I-12-③による	
	舗装版破碎工	舗装版破碎	m2	I-12-③による	
	舗装版切断工	舗装版切断	m	I-12-③による	
	舗装版クラック 補修工	クラック補修	m	620	・クラック補修、クラック防止シート張に係る作業を一連の作業として判定する。
		注入材（材料費）	m	-	
		クラック防止 シート張	m	930	
		クラック防止 シート（材料費）	m	-	
	道路付属 構造物塗替工	素地調整	m2	I-12-③による	・素地調整、付属構造物塗替に係る作業を一連の作業として判定する。
		付属構造物塗替	m2	ポール類：89 防護柵類・落石防止柵類：121	
張紙防止塗装工	張紙防止塗装	張紙防止塗装	m2	ケレン作業：14 張紙防止塗装 (1層当たり)：32	
		張紙防止塗装（材料費）	m2	-	
	橋梁地覆補修工	とりこわし	m3	1.4	
		鉄筋	t	0.36	
		コンクリート	m3	0.76	
	橋梁補修工 (現場溶接鋼桁補強工)	現場溶接鋼桁補強	m	14	
落橋防止装置工	コンクリート削孔 (電動式コアボーリング マシン)	コンクリート削孔 (電動式コアボーリング マシン)	孔	I-12-③による	・コンクリート削孔(電動式コアボーリングマシン)又は(電動ハンマドリル)もしくは(さく岩機[ハンドドリル空圧式])、アンカー、充填補修に係る作業を一連の作業として判定する。
		コンクリート削孔 (電動ハンマドリル)	孔	84	
		コンクリート削孔 (さく岩機[ハンドドリル 空圧式])	孔	200超え 500以下：48 500超え 800以下：38	
	アンカー	本	I-12-③による		
	アンカー材(材料費)	本	-		
	注入材(材料費)	本	-		
	充填補修	孔	92		
	補修材(材料費)	孔	-		
	現場孔明(鋼構造物)	本	10本以上 /箇所：80 作業性の悪い 箇所等：40		

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第3章 道路 維持 修繕工	道路除草工	除草	m2	I-12-③による	・除草、集草、積込運搬、機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬、機械除草（肩掛式）・集草、機械除草（ハンドガイド式）・集草・積込運搬、機械除草（ハンドガイド式）・集草に係る作業を一連の作業として判定する。
		集草	m2	2,760	
		積込運搬	m2	I-12-③による	
		機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬	m2	I-12-③による	
		機械除草（肩掛式）・集草	m2	1,240	
		機械除草（ハンドガイド式）・集草・積込運搬	m2	I-12-③による	
		機械除草（ハンドガイド式）・集草	m2	1,902	
路面清掃工 (人力清掃工)	路面清掃（路肩部・人 力）	路面清掃（路肩部・人 力）	km	I-12-③による	・路面清掃（路肩部・人 力）、路面清掃（歩道部・人 力）に係る作業を一連の作業として判定する。
		路面清掃（歩道部・人 力）	m2	I-12-③による	
視線誘導標清 掃工	視線誘導標清掃	本	支柱付：189 ガードレール用 及び頭部のみ：286		
側溝清掃工 (人力清掃工)	側溝清掃（人力清掃 工）	m	I-12-③による		
集水柵清掃工 (人力清掃工)	柵清掃（人力清掃工）	箇所	I-12-③による		
トンネル 漏水対策工	面導水	m2	34	・面導水、線導水に係る 作業を一連の作業として 判定する。	
	面導水（材料費）	m2	-		
	線導水	m	10		
	線導水（材料費）	m	-		
沓座拡幅工	チッピング (厚2cm以下)	m2	5.3	・チッピング（厚2cm以 下）、アンカー筋挿入、及 び落橋防止装置工のうち コンクリート削孔（電動 式コアボーリングマシ ン）、コンクリート削孔（電 動ハンマドリル）、コンク リート削孔（さく岩機[ハ ンドドリル空圧式]）、充 填補修、アンカーに係る 作業を一連の作業として 判定する。	
	アンカー筋挿入	本	97		
	アンカー筋（材料費）	本	-		
	注入材（材料費）	本	-		
	鉄筋（沓座拡幅工）	t	0.73		
	型枠（沓座拡幅工）	m2	15		
	コンクリート（沓座拡 幅工）	m3	7.1		

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第3章 道路 維持 修繕工	路肩整正(人力 による土はね)	路肩整正(人力 による土はね)	m ²	37	
	防護柵復旧工	ガードレール復旧	m	コンクリート、土中建込用 支柱及びレール：3.6 レールのみ：5.0	・ガードレール復旧、ガ ードパイプ復旧に係る作 業を一連の作業として判 定する。
		ガードパイプ復旧	m	コンクリート、土中建込用 支柱及びパイプ：4.9 パイプのみ：6.8	

3. 判定方法

1日未満で完了する作業の判定は、次の方法によるものとする。

(1) 施工パッケージが1つ、かつ条件区分が1つの場合の判定方法

$x/D < 1$ の場合に1日未満で完了する作業とする。

x : 作業量

D : 作業日当り標準作業量

(2) 複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合の判定方法

$\Sigma (xi/Di) < 1$ の場合に1日未満で完了する作業とする。

xi : 各施工パッケージにおける各条件区分の作業量

Di : 各施工パッケージにおける各条件区分の作業日当り標準作業量

(3) 判定に使用する作業量の考え方

- ・判定に使用する作業量は、施工パッケージ毎の作業量とする。ただし、表の摘要欄に、関連する施工パッケージを一連の作業として判定する旨の記載があるものについては、摘要欄の記載によるものとする。
- ・一つの施工パッケージで異なる条件区分の作業量がある場合には、一連の作業として判定する。
- ・判定に使用する作業量は、1箇所当たりの作業量とする。
- ・施工箇所が点在する工事など、同一施工箇所として取り扱えないと判断する場合には、別箇所として扱うものとする。
- ・上記以外は、1工事の全作業量を1箇所当たりの作業量とする。
- ・日々の作業量が受注者の責によらず制約される場合、その他の現場条件等により、上記により難い場合は、別途考慮出来るものとする。

4. 積算方法

1日未満で完了する作業の積算は、以下の方法によるものとする。

(1) 施工パッケージが1つ、かつ条件区分が1つの場合の積算方法

1) $x/D < 1/2$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、作業日当り標準作業量の1/2の量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、作業量分の金額を計上する。

2) $1/2 \leq x/D < 1$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、作業日当り標準作業量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、作業量分の金額を計上する。

(2) 複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合の積算方法

$\alpha \times \Sigma (xi/Di) = 1$ となる α を計算し、 $\alpha \times xi$ をそれぞれの施工パッケージや条件区分の修正作業日当り標準作業量 $D' i$ とする。

1) $\Sigma (xi/Di) < 1/2$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、それぞれの施工パッケージや条件区分において、修正作業日当り標準作業量 $D' i$ の1/2の量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、それぞれの施工パッケージや条件区分の作業量分の金額を計上する。

2) $1/2 \leq \Sigma (xi/Di) < 1$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、それぞれの施工パッケージや条件区分において、修正作業日当り標準作業量 $D' i$ を実施した場合の金額を計上する。材料費は、それぞれの施工パッケージや条件区分の作業量分の金額を計上する。

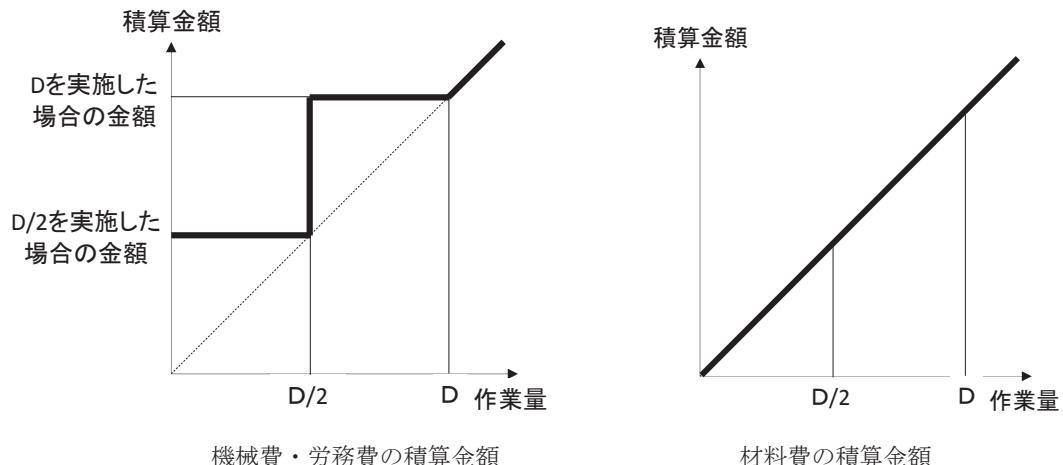
(3) 端数処理

1) 作業日当り標準作業量 D の1/2の量は、整数とし、小数第1位を四捨五入する。ただし、作業日当り標準作業量 D が小数である場合は、四捨五入により、同じ桁数となるようにする。

- 2) α は、小数第2位までとし、小数第3位を四捨五入する。
- 3) 修正作業日当り標準作業量 D'_{i} は、整数とし、小数第1位を四捨五入する。ただし、各施工パッケージにおける各条件区分の作業日当り標準作業量 D_i が小数である場合は、四捨五入により、同じ桁数となるようとする。
- 4) D'_{i} の $1/2$ の量は、 D'_{i} を計算した上で、1) と同様とする。

5 参考資料

5-1 機械費・労務費及び材料費の積算金額のイメージ



5-2 計算例

(1) 施工パッケージが1つ、かつ条件区分が1つの場合

	単位	設計数量	作業日当り標準作業量
施工パッケージ1	m	x1=200	D1=800

1) 判定

$$x1/D1 = 200/800 = 0.25 < 1$$

従って、この場合は、 $x/D < 1$ なので、作業量が1日未満で完了する数量の作業に該当する。

2) 積算

$$x1/D1 < 1/2 \text{ より}$$

施工パッケージ1：機械費及び労務費は、 $D1/2 = 400$ m分の金額を計上する。

材料費は、 $x1 = 200$ m分の金額を計上する。

(2) 複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合

	単位	設計数量	作業日当り標準作業量
施工パッケージ 1	m	x1=200	D1=800
施工パッケージ 2	m2	x2=100	D2=300
施工パッケージ 3	m3	x3= 5	D3= 50

1) 判定

$$\Sigma (x_i/D_i) = x_1/D_1 + x_2/D_2 + x_3/D_3 = 200/800 + 100/300 + 5/50 = 0.68 < 1$$

従って、この場合は、 $\Sigma (x_i/D_i) < 1$ なので、作業量が 1 日未満で完了する数量の作業に該当する。

2) 積算

$$\alpha \times \Sigma (x_i/D_i) = \alpha \times (200/800 + 100/300 + 5/50) = 1 となる \alpha を計算する。$$

$$\alpha = 1.463 \cdots = 1.46$$

修正作業日当り標準作業量

$$\text{施工パッケージ 1 } D' 1 = \alpha \times x_1 = 1.46 \times 200 = 292$$

$$\text{施工パッケージ 2 } D' 2 = \alpha \times x_2 = 1.46 \times 100 = 146$$

$$\text{施工パッケージ 3 } D' 3 = \alpha \times x_3 = 1.46 \times 5 = 7.3 = 7$$

$$1/2 \leq \Sigma (x_i/D_i) = 0.68 < 1 \text{ より}$$

施工パッケージ 1 : 機械費及び労務費は、 $D' 1 = 292$ m 分の金額を計上する。

材料費は、 $x_1 = 200$ m 分の金額を計上する。

施工パッケージ 2 : 機械費及び労務費は、 $D' 2 = 146$ m2 分の金額を計上する。

材料費は、 $x_2 = 100$ m2 分の金額を計上する。

施工パッケージ 3 : 機械費及び労務費は、 $D' 3 = 7$ m3 分の金額を計上する。

材料費は、 $x_3 = 5$ m3 分の金額を計上する。

第12章 工事日数及び日当り 作業量

※土木工事標準積算基準〔III〕に掲載する。

- ① 工事日数…………… I - 12 - ① - 1
- ② 水替日数…………… I - 12 - ② - 1
- ③ 作業日当り標準作業量…………… I - 12 - ③ - 1
- ④ 市場単価の1日当り標準施工量
…………… I - 12 - ④ - 1

第13章 そ の 他

- ① 設計変更の積算 I -13- ① - 1
 - 1 設計変更における工種の取扱い I -13- ① - 1
 - 2 間接工事費および一般管理費等の設計変更について I -13- ① - 1
 - 3 設計変更における共通仮設費率補正值及び現場管理費率補正值の取扱い I -13- ① - 1
 - 4 設計変更における材料単価の取り扱いについて I -13- ① - 1
 - 5 工事費の積算 I -13- ① - 1
 - 6 契約内容が大幅に変更する場合の積算 I -13- ① - 1
- ② 産業廃棄物の取扱い I -13- ② - 1
 - 1 産業廃棄物の設計の考え方 I -13- ② - 1
 - 2 産業廃棄物税相当額について .. I -13- ② - 1

第13章 その他

① 設計変更の積算

1 設計変更における工種の取扱い

数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

2 間接工事費および一般管理費等の設計変更について

設計変更時の率計算部分の間接工事費および一般管理費等の算出は、当該対象額に相応する間接工事費および一般管理費等の率を乗じて積算する。

3 設計変更における共通仮設費率補正値及び現場管理費率補正値の取扱い

工期の延長短縮や、工事区間の延長の増減等により当初補正値が変更になる場合、あるいは当初補正値を計上してなかつたが、上記条件等の変更により補正される場合は、設計変更の対象として補正するものとする。

4 設計変更における材料単価の取り扱いについて

- (1) 当初契約工種における工事増量の場合及び、現地の取合等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。
- (2) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法及び土質のみが変更となった場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。
- (3) 条件の変更等により新しい工種が発生した場合は、新単価（変更指示時点単価）で積算するものとする。
なお、新しい工種とは、新工事工種体系のレベル3を基準として判断する。
- (4) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。
- (5) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。

5 工事費の積算

請負工事費の積算は、当該工事の落札率に、上記1から4より求めた工事価格を乗じて得た額とし、積算は次式による。

(第1回目の変更)

$$\text{変更工事費} = \frac{\text{当初請負代金額}}{\text{当初設計書の工事費計}} \times \text{変更設計書の工事価格}$$

(第2回目の変更)

$$\text{変更工事費} = \frac{\text{前回請負代金額}}{\text{前回設計書の工事費計}} \times \text{変更設計書の工事価格}$$

6 契約内容が大幅に変更する場合の積算

契約内容が大幅に変更し、前掲の方法によることが不適当と認められる場合は、新たに積算しなおし変更設計書を作成するものとする。

② 産業廃棄物の扱い

1 産業廃棄物の設計の考え方

- (1) 産業廃棄物を搬入する施設の種類は、中間処理施設（再資源化）を原則とし、再資源化が困難な場合は中間処理施設（再資源化以外）とする。
どちらの施設にも搬入できない場合のみ最終処分場への搬入とする。
- (2) 設計で想定する施設は、(1)で選択した施設の種類のうち、「処分費」と「運搬費」の合計が最も経済的となる施設を選定する。
注) 処理施設については、積算における想定施設であり、受注者に対して処理施設を指定するものではない。
- (3) 建設汚泥についても再資源化が基本であるが、県内には再資源化施設が少ないとから、現場での再資源化、中間処理施設（再資源化）への搬入、中間処理施設（再資源化以外）及び最終処分の中で最も経済的な方法及び施設を選定する。
- (4) 土木・建築工事事業単価表（参考資料）〔非公表資料〕に掲載されている以外の産業廃棄物を処理する必要が生じた場合、その他の理由により同単価表に掲載されている施設での処理が適当ではない場合は、処分費は見積りにより決定する。

2 産業廃棄物税相当額について

- (1) 産業廃棄物税相当額計上対象工事

産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設（再資源化以外）に搬入する工事

- (2) 産業廃棄物税相当額の算定

最終処分場への産業廃棄物の搬入重量（t）×1,000円/t

中間処理施設（再資源化以外）に搬入する場合は、搬入重量に標準減量化率を乗じ、最終処分場への産業廃棄物の搬入重量（t）を算出し、産業廃棄物税相当額を算定する。

※標準減量化率については土木工事標準積算基準〔III〕参照

- (3) 産業廃棄物税相当額の計上方法

- ①直接工事費に計上する。ただし、準備作業に伴うものは準備工へ計上する。
- ②共通仮設費、現場管理費、一般管理費の対象としない。
- ③消費税等相当額の対象とする。
- ④処分費と産業廃棄物税相当額は分けて計上する。

- (4) 注意事項

- ①土木・建築工事事業単価表（参考資料）〔非公表資料〕に掲載されている処分料金は、産業廃棄物税相当額を含まない処分費のみの価格である。
- ②コンクリート塊、アスファルト塊及び解体木くず（伐木、除根含む。）は再資源化施設への搬入することとし、産業廃棄物税相当額は原則として算定（計上）しない。ただし、解体木くず（伐木、除根含む。）の中間処理施設（再資源化）のうち熱回収を行う施設に搬入する場合は、焼却灰が最終処分されるため産業廃棄物税相当額を算定（計上）する。

建設副産物の処理区分の基本イメージ

再資源化施設へ搬入するもの（熱回収施設含む）	C o 塊、A s 塊、解体木くず（伐木、除根含む）、建設汚泥
中間処理施設へ搬入するもの（減量化等）	
最終処分場へ搬入するもの	